

写真：宮城県気仙沼市大島（2013年）



シンポジウム報告集

東日本大震災から3年

— 復旧・復興過程の現状と課題 —

平成26年6月

発行：一般財団法人 東京水産振興会

シンポジウム

東日本大震災から3年

— 復旧・復興過程の現状と課題 —

日時：平成26年3月10日（月） 午後1時30分～5時

場所：豊海センタービル 2階会議室（東京都中央区豊海町5番1号）

主催：一般財団法人 東京水産振興会

開催趣旨

東日本大震災ではとりわけ漁業や水産業への影響が大きく、その被害実態や復興について多くの人々が関心を寄せてきました。しかしながら、時間の経過とともに関心や注目度も薄れつつあり、被災地の現状や復興課題などについて改めて見つめ直す必要があると思われま

す。

東京水産振興会では東日本大震災の発生を受け、漁業・水産業の実態に精通されている有識者による研究会を立ちあげ、現地調査や関係資料等の収集活動を開始し、平成24年度からは東日本大震災と漁業・水産業に関する調査研究事業を実施しております。

震災発生から3年の節目に当たり、それらの研究成果の一部を公表するため、この度、標記のシンポジウムを開催することにいたしました。本シンポジウムを通じて、漁業・水産業が抱える課題や今後のあり方についても検討していきたいと存じます。

プログラム

- 主催者挨拶 13:30-13:35
渥美 雅也（一般財団法人東京水産振興会 専務理事）
- 趣旨説明： 調査研究の経過とシンポ開催の意図について 13:35-13:45
廣吉 勝治（調査研究委員会 座長）
- 基調報告
1. 漁業と漁業協同組合の復興状況と課題 13:45-14:30
報告者： 加瀬 和俊（東京大学社会科学研究所 教授）
コメンテーター： 馬場 治（東京海洋大学 教授）
工藤 貴史（東京海洋大学 准教授）
2. 水産物産地流通・加工業の現状と展望 14:30-15:25
報告者： 廣吉 勝治（北海道大学 名誉教授）
コメンテーター： 橋本 牧（漁港漁場新技術研究会 会長）
富田 宏（株式会社漁村計画 代表取締役）
近藤 信義（サンフード株式会社 代表取締役）
3. 福島の漁業再建に向けての課題と展望 15:35-16:15
報告者： 乾 政秀（株式会社水土舎 最高顧問）
コメンテーター： 二平 章（茨城大学地域総合研究所 客員研究員）
片山 知史（東北大学大学院 教授）
- 総合討論 16:15-17:00
座長 片山 知史（東北大学）・栗原 修（東京水産振興会）

プロフィール

<報告者>

加瀬 和俊 (かせ かずとし)

1949年千葉県生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程、東京水産大学教職を経て、現在、東京大学社会科学研究所教授。農学博士。近代日本経済史（雇用・失業問題、農業史）、水産経済学を専門とする。

廣吉 勝治 (ひろよし かつじ)

1946年北海道生まれ。東京大学大学院農学系研究科博士課程、財団法人日本総合研究所研究職、農林水産省水産大学校、東京水産大学、北海道大学水産学部教職を経て、現在、北海道大学名誉教授。農学博士。水産経済学を専門とする。

乾 政秀 (いぬい まさひで)

1948年神奈川県生まれ。東京水産大学修士課程修了後、海洋調査会社に勤務。原発の環境アセスや温排水関連の調査にも従事。1990年(株)水土舎を設立し、代表取締役役に就任。全国の漁業・漁村の振興や多面的機能等の政策立案に携わる。2011年同社最高顧問に就任。

<コメンテーター>

馬場 治 (ばば おさむ)

1955年高知県生まれ。東京大学大学院農学系研究科博士課程、東京水産大学資源管理学科教職を経て、現在、東京海洋大学海洋政策文化学科教授。水産政策審議会委員を務める。農学博士。

シンポジウムでは、加瀬報告に対して、被災地における漁業・養殖業の協業化や共同化の現状と課題に関するコメントを担当。

工藤 貴史 (くどう たかふみ)

1970年東京都生まれ。東京水産大学大学院博士過程、東京水産大学資源管理学科教職を経て、現在、東京海洋大学海洋政策文化学科准教授。博士（水産学）。水産経済学を専門とする。

シンポジウムでは、加瀬報告に対して、宮城県気仙沼市の養殖業を事例に、1) 震災後の漁場配分をめぐる組織的対応・集团的対応・個人的対応の実態、2) 若手漁業者の台頭、3) 今後の課題についてのコメントを担当。

橋本 牧 (はしもと おさむ)

1955年北海道生まれ。北海道大学工学部卒業後、農林省に入省。運輸省、JICA、在ペルー日本大使館、長崎県等を経て2013年漁港漁場整備部長を最後に退官。現在、漁港漁場新技術研究会会長等として、水産土木技術の開発・普及や震災復興対策等に取り組んでいる。

シンポジウムでは、廣吉報告に対して、大規模漁港の再建整備とその背後地の流通・加工業の復興課題などに関するコメントを担当。

富田 宏 (とみた ひろし)

1955年熊本県生まれ。早稲田大学理工学部建築学科卒業後、(株)漁村計画研究所入社、代表取締役を経て、(株)漁村計画を設立。全国の漁村の環境整備、地域振興に係る。早稲田理工学研究所招聘研究員、総務省地域人材ネット外部専門家など社会活動にも積極的に参加。

シンポジウムでは、廣吉報告に対して、漁村集落再建や「漁業集落防災機能強化事業」(漁集)と一体となった背後機能整備に係わる立場からのコメントを担当。

近藤 信義 (こんどう のぶよし)

1950年青森県生まれ。慶應義塾大学法学部卒業後、大日本印刷株式会社勤務を経てサンフード株式会社代表取締役に就任。東京海洋大学大学院博士後期課程修了。博士(海洋科学)。2014年から東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程入学、横浜国立大学非常勤講師(予定)。

シンポジウムでは、廣吉報告に対して、流通・加工事業者の立場から見た支援施策の課題などに関するコメントを担当。

二平 章 (にひら あきら)

1948年茨城県生まれ。北海道大学水産学部卒業後、茨城県水産試験場で水産資源研究業務に従事。現在、漁業情報サービスセンター技術専門員、茨城大学地域総合研究所客員研究員。農学博士。専門は魚類資源学。

シンポジウムでは、乾報告に対して、茨城県における原発事故の影響、および放射能問題の現状と対策などに関するコメントを担当。

片山 知史 (かたやま さとし)

1966年東京生まれ。東北大学農学部卒。同大学助手、水研センター中央水研・主任研究員、室長を経て、2011年4月より東北大学大学院農学研究科教授。博士(農学)。沿岸資源学、資源生態学を専門とする。

シンポジウムでは、乾報告に対して、福島沖の放射性物質の挙動を踏まえた上で、福島県漁業の将来設計図が無いままに、汚染地下水・風評対策を強いられ、試験操業を少しずつ拡大させている現状に対する問題提起を担当。

主催者挨拶

渥美 雅也（東京水産振興会）

本日は、シンポジウム「東日本大震災か3年 復旧・復興過程の現状と課題」にご来場をいただきありがとうございます。主催者を代表してご挨拶をさせていただきます。

東日本大震災の発生から明日3.11で丸3年を迎えます。

あらためて、震災にてお亡くなりになった多くの方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、いまだに住宅・仕事の間を失い仮設住宅にお住まいで元の仕事に戻れない方も多くおられることを思うと心痛む次第です。被災した皆様が一刻も早く元の生活に戻れることを切に希望するとともに私どもも、少しでも復旧・復興のお手伝いが出来ればと考えている次第です。

さて、東日本大震災の被災の中心は沿岸漁業・漁村、漁港都市、水産加工業をはじめとする水産業であったと言って過言ではありません。当会では、大震災発生後、私どもで出来ることは何なのかを確認するために本日報告いただく先生方を中心に自発的な会合を持ち、議論を重ねました。この議論の中で、まず各自の専門分野で再建方策或いは復旧・復興に向けての課題を発信する事が重要と考え「別冊水産振興」を地震発生の翌月である4月に発行いたしました。

その後継続して先生方並びに私どもで現地を回り、被害・復旧・復興の過程を実際に見て多くの方からお話を聞き、皆で議論を重ねました。また、後世に伝えることも一つの目的として3.11東日本大震災の水産業に関する被害、復旧・復興に関する資料の収集を始めました。

そして翌24年度からは、この後趣旨説明をしていただく北海道大学名誉教授・廣吉勝治先生に座長をお願いし、調査研究事業「漁業・水産業における東日本大震災被害と復興に関する調査研究」に取組み、現在も継続中です。

本日はこれらの調査研究の中で、1) 漁業と漁業協同組合、2) 水産物産地流通・水産加工業、3) 福島の漁業再建の3テーマについて復旧・復興過程での現状と課題について報告させていただきます。

時間の経過とともに3.11大震災の関心や注目度も薄れつつあります。被災地の現状や復興課題などについて改めて見つめなおす場になればと思い、本日のシンポジウムを企画させていただきました。本日は被災県の方にも参加いただいております。総合討論の場もありますので出席されている皆様のご意見も伺えればと思います。

このように大きなテーマでは十分な時間ではないですが、今から5時過ぎまで皆さんと3.11東日本大震災の復旧・復興過程の現状と課題について考えて行きたいと思いません。簡単ですが主催者あいさつとさせていただきます。

趣旨説明

廣吉 勝治（北海道大学）

3.11 から程なく、日頃から漁業・水産業の実態把握や調査研究の情報交換で集まる仲間が招集し合い、被災実態把握と復旧復興活動に関する情報交換・意見交換を目的とする有志による「震災研究会」（「震災研」）の集まりが出来ました。同時に、公益法人として独自の調査事業を展開してきた東京水産振興会の専務さんからの呼びかけがあり、振興会はその中心的、事務局的な役割を担ってくれました。研究会は同年夏には仲間を増やし、振興会による情報活動と調査事業の体制が整いました。

この「研究会」から始まった調査研究では、3つの活動をしています。

第1に、3.11 被災の実態と復旧・復興に係る資料・情報の収集や記録整理という、いわば「情報資料室活動」です。これについては、学協会関係をはじめ新聞、マスコミ・ジャーナル関係、web 媒体、市町村や県庁、系統や業界等から発信される情報、並びに現場から現下で得られる調査情報やデータ等を収集しようと努めています。纏まった収集情報の開示・提供については今後、振興会さんが検討されますが、個別・具体的な照会については、その都度対応するという事でやっています。（内容の一部は今日配付の資料を参照してください）。情報の収集活動については、今後も多くのご協力を得ながら取組たいと思います。

第2に、「震災研」のワークショップ。私共の情報交換・意見交換を目的とする大体月一で開催するもので、時々協力者や関係者の方々を囲む形で行われます。この内容については振興会さんの月刊誌「水産振興」等を活用して数回公表をしてきました。

第3に、被災地における実態や復旧・復興に関する実地の調査活動です。課題も調査地も手分けしながら進めております。これについては、振興会さんの調査研究事業の年度末報告書の形で取りまとめるようにしております。これは実に多くの方々にご協力を頂き、またご迷惑をかけながら進めておりました、この場をお借りし現地調査にご協力を頂いている漁業者、関係者の方々に改めてお礼を申し上げます。

以上のような私共の活動に関し、ひとこと付加させていただきます。

私たちは東日本大震災でかけがえのないものを沢山失いました。が、その中で最も被災の甚大であった漁業・水産業・漁村地域の復興の重要性の理解において独自・固有の側面からの追究が必要であると考えます。このことを、一般のメディア、施策等各方面、及び市民レベルにあらためて認識を迫っていきたい。ここに漁業・水産業の被災問題、復興の進行にこだわって独自の役割を果たしていくべきと考える私共の役割があると感じております。

中央政府においても、「千年に一度の被災」というような思いで、東日本大震災に係る情報活動・記録活動の重要性という事について「共有化すべき教訓化」として特別に位置づけがなされ提起をしています（先の『復興構想会議答申』）。私共の活動において振興会さんは非

常に意義ある役割を買って出てくれたと思います。

今日のシンポでは、活動と問題提起の一端を皆さんに示し、色々な意見を頂きたい。私共の中でも被災問題、漁業問題に関する実態論、具体論で一枚岩ではありません。この取組が今後において積極的な検討の足場を固める契機となることを期待しています。

本日の司会進行・総合討論の座長を東北大の片山さんと振興会の栗原さんをお願いしています。よろしくお願いします。



漁業と漁業協同組合の復興状況と課題

加瀬 和俊（東京大学）



皆さんこんにちは。会場を拝見いたしますと、行政関係、業界関係、研究機関関係等、専門家の方が大変多くて、私などがこの場で知ったか振ってお話をするようなことはとてもできそうもなく、情報不足、知識不足、調査不足を自覚していますが、3年目に当たる現在の状態についていくつかの論点を議論し合うための問題提起になればということで、20分だけ時間をちょうだいいたします。私の話の論点は五点あります。

第一の論点は復旧の現状の評価についてです。ここでは議論が余り多方面に広がらないように関係人数の点で漁業の大半を占めている沿岸漁業に限定して、しかも原発事故の関係で状況が大きく異なる福島県は除外して考えてみます。そうした限定を付けて言えば、現状は一回り縮小して漁業が復旧した段階であると言えるでしょう。すなわち、操業が震災前の状況に一応戻りましたが、その規模は漁業者の数、漁業生産規模などの点で震災前の5割ないし7割ぐらいの規模まで回復したという状況だと思います。もちろん、ワカメ・コンブのような1年生ものの海藻類等については、7割程度の復旧が進んでいるのに対して、販売まで2~3年を要する貝類養殖では水揚額としての成果はまだ示されていないというような、漁業種類ごとの差があります。また定置網については、震災前から続いているサケ回帰の悪化によって、あまり華々しい回復の状況にはなっていません。とはいえ総合的にみれば、日々の操業、作業の点では一応の復旧が成ったと言えるでしょう。

ここで復旧によるプラス面を考えてみますと、単純に元に戻ったのではなく、漁船をはじめとする漁業関係施設が一斉に更新され近代化されたという事実を指摘できるでしょう。震災前は、船齢が20~30年という船が多く、修理費がかさんでいたわけですが、幸か不幸か一斉に更新をされた。制度的には漁船・漁業施設の復旧は文字通りの復旧に限定され、規模を大きくしたりパワーを上げたりすることは駄目だと言われておりましたが、政策の運用過程において現地の実態に対応して柔軟な措置が可能になり、操業しやすい施設等が入手できるようになったという面があります。したがって被災者の漁業関係設備が近代化、効率化されたという面があり、経営収支の面では、修理費の減少につながるものが明らかなです。もう1つの強みは、被災によって何もかもなくなった後、地域の実情にそった工夫をせざるをえなくなったために、漁場利用のあり方を含めて漁業者間の協調的な関係が作られてきた点が指摘できるでしょう。これは、この2県が沿岸漁業において漁業権漁業が圧倒的に多く、許可漁業が中心にはなっていないという点も大きく関わっていると思います。操業する日には一斉にみんなが出て、操業しないと決めた日には誰も海に出ずにみんなが寄り合っ、今後

の漁業をどうするかについて相談をした。こうした相談ごとを通じて、地域ごとの今後の方向性が定まってきたと言えるでしょう。

第二の論点は、復旧の現状が直面している大きな限界、問題点についてです。それは、操業は復旧したけれども、経営収支と生活の復旧にはいまだ至っていないという事実です。漁業者としての日々の労働は復旧したけれども、経済的な内実、人間活動の日々の営みの成果はまだまだ復旧していないという点です。この点は以下の3つの面で指摘できるでしょう。第1は、住居の再建が進まず、将来的な生活再建の方向を確固たるものとして定めがたいなかでの操業の再開に留まっているという点です。第2は、販路の不安です。生産が1年間途切れ、したがって販路も1年間途切れていた後で生産が回復しても、販路が直ちに再建できるわけではないという問題です。第3に、再建を可能にしてきた財政、金融的な支援が終了して、本年度から借入金の返済が本格的に開始されます。水揚げが上がらないのに、水揚げの増加がなければ行えない返済が開始されるという点です。水揚げが未だ回復途上なのに、従来よりも水揚げ高が増えなければ返済できないはずの返済金が義務付けられるという問題です。こうした状況を考えますと、「施設の復旧は行政が補助してほぼできたのだから、採算をとって借入金を返済するのは漁業者と漁協の責任だ」として放っておくわけにはいかないことがわかります。これまでの復旧は財政負担によって、行政がいわば引っ張るかたちでなされてきました。この財政、金融面の支援が、私たちが当初予想していたものよりもはるかに徹底したものであったことは、高く評価できます。この支援策によって被災した漁業者や漁協がさしあたりは金銭的な苦勞をしないで物的な復興を遂げることができました。

しかし、現状を見れば物を再建したところで、財政、金融の支援は終わっており、経営的な再建、すなわち収支が成り立つようになる状態には未だ課題が残されており、これからその課題をどう実現していくのが地域ごと、漁業者ごとに残されていると言わざるを得ません。

それでは、そうした課題に取り組むべき主体はどのような状況にあるのでしょうか。この点では、沿岸漁業の就業者の半数以上が60歳以上の高齢者で占められているという現状を直視することが必要です。そのためには、現在の漁業者が経営を成り立たせられる水準にまで復興を遂げるように経営環境を整えるとともに、新たな担い手階層がそれに続くことができるような条件を整備する努力がどうしても必要になるでしょう。

第三の論点は、今後の復興に向けて依拠すべき新しい動きについてです。この点では漁協と漁業者の自主的な動きについて、注目しておくべきでしょう。就業者が7割前後に減ったことは沿岸漁業にとっては大きな不幸ではありましたが、それによって生じた漁場の余裕を積極的に生かそうという動きが生じている事実が重要です。加えて財政支援によって施設の取得が容易になったという状況の中で、漁協が漁船・養殖施設を所有する形で新規の自営漁業着業者が初期投資の負担無しに着業する事例が生まれている点が指摘できます。また先ほども述べたことですが、漁業者間の議論を通じて、地域の漁業の今後のあり方について、かなり突っ込んだ議論が行われ、その結果として、例えば若い人たちが後継者になりやすい条件を整える工夫がなされています。

たとえば、生産物の販売までに 2～3 年を必要とするカキ、ホタテ養殖業で多く実施されている経営支援政策——いわゆる「がんばる養殖」事業——の中では、こうした点で注目される漁業者たちの自主的な努力がたくさんなされています。岩手県のある事例では、30 の経営体が共同で再建を図ろうということになって「がんばる養殖」事業の対象になりましたが、その際に、養殖施設台数の配分の方式について議論を重ねた結果、後継者の確保に資するように漁場配分を変更しようということが決定されています。その結果、従来は世帯間の平等が重視されて、後継者の有無に関わらず 1 世帯 30 台の養殖施設が上限であったのに対して、今後は後継者を得た経営体は 2 世帯とカウントして最高 60 台までを配分することになりました。この規則改訂の結果、後継者がいる 5 世帯で養殖施設台数を大幅に増やし、後継者たちが自分が責任をもつ養殖施設を活用して、大きな意欲をもって経営面での新しい工夫を試みているといった工夫もみられているそうです。「がんばる養殖」事業での支援策に支えられ勇気づけられながら実現したこうした事例に象徴されるように、各地の努力、エネルギーをくみ出すかたちで、政策と現場での努力とがうまく連携していけることが期待されます。

第四の論点は、漁協へのしわ寄せ対策を急ぐべきという点です。被災後に漁業生産が止まり、魚市場業務が止まっていた期間、漁協は復旧に向けて大忙しであったにも関わらず、漁協の収入が途切れていたために、漁協職員の給与は最低限度まで下げられていました。今日、漁業生産は相当程度まで回復したにも関わらず、相変わらずその状況が続いている漁協が少なくありません。漁協が復旧のために借り入れた長期借入金の返済が今年度から開始されることが、その理由の一つとされています。しかし漁協職員の平均給与が年間 200 万円台といった状況では、必要な職員を確保し、その労働意欲を維持することは不可能と思われます。「がんばる養殖」事業に漁協の事務費が認められていることにならって、行政的にも漁協系統組織としても、必要な措置がとられるべきだと思われます。そもそも漁協が漁業者全体を組織しているのは、日本独特の有利な点です。これによって行政は、政策要綱を作り予算措置さえ定めれば、組合員からの申請の受付、書類整備など一切を漁協に任せて待っていればよいこととなります。それに対して、ヨーロッパなど大多数の国では、任意加入の事業別の漁協しかなく、全員が参加している組織はありませんから、行政は漁協に窓口を依頼することはできず、自分の出先を作らなければならず、そこで漁業者一人ひとりからの申請を受けるなどの窓口業務を担当しなければなりません。出先機関で、それだけの人数の行政マンが雇用されているわけです。それを、日本では漁協がやっており、その漁協職員の給与は漁協が自前で調達することが当たり前とされているわけです。政府が本当に行政的施策を浸透させようとするれば、「がんばる養殖」事業でそうしたように、漁協の自助努力を叱咤するだけではない政策が、今後とられなければいけないはずです。

最後の第五の論点は、漁協の借入金返済問題です。例えば、岩手県の 1 漁協を例にして申し上げますと、施設の再建に約 90 億円を使っています。漁業者が使う漁船や養殖施設、漁協が使う市場施設、孵化放流施設、アワビの養殖施設などがその内容です。岩手県は、1/9 の自己負担率で大変な補助率ですけれども、それでも 10 億円は漁協が払わなければなりません。加えて消費税 5 パーセントは全て漁協持ちですから、漁協の負担は最低でも事業費 90

億円の16%強、14.5億円となります（もちろん現実には施設が新品になることによる固定資産税の急増、補助金の対象にならない100%漁協負担の施設が必要になるなど、追加負担が加わります）。この返済が2011～13年度の返済猶予期間を経て、2014～2025年度の12年度間に義務付けられています。この返済が順調にできるのでしょうか。水揚げが増えないのに返済をすれば、水揚げ手数料が5%であったものを、10%、20%と上げていかなければなりません。漁協の経営を良くしようと思えば、漁業者の経営を悪くしなければなりません。こうしたジレンマを避けて、漁業者の経営収支と漁協の経営収支とを共に成り立たせるという課題に向けて、必要な支援策と現場における努力とが好循環を描くことができる条件作りをしなければなりません。

以上、操業は復旧したとはいえ、本格的な復旧に向けて直面していることは大きいことを指摘して私の問題提起を終わります。



加瀬報告へのコメント 1

馬場 治（東京海洋大学）



10分だということで、手短にお話したいと思います。お手元にある資料には、協業化等を中心にしてコメントするとしてありますので、そこに中心を置きたいと思います。加瀬先生がご報告なさったいくつかの点についても、私の経験、見聞きしたもので若干補足的に触れておきたいと思います。加瀬先生の報告の順に従っていききたいと思います。

復興状況というところでは、岩手、宮城、やはり沿岸の養殖が非常に大きなウエイトを占めているところではあります。それでもやはり、養殖の種類によって、復興・再開のプロセスがずいぶん違っていました。一番早く再開したのは、やはりワカメ養殖で、遅いのはホヤ養殖です。3年間かかりますので、本格的な出荷はまだこれからという段階です。こういう養殖の種類、育成年数の違いによって、例えばホヤ養殖を主業にしてきた養殖業者の方たちがワカメ、ホタテ、カキに転換した例もあります。がんばる養殖で、自分たちの経験のないものに入っていった例もあります。私が見たのは、小さな地域で、ホヤ養殖を主業とし、それを追求したいが3年間収入がないから、それを補完するかたちで生産組合を作りました。そして、非常に変則ですけれども、同地域内の小型定置網の方と一緒に、定置網の経営者1名とホヤ養殖主業の方8名が全く初めての定置に参入、共同でやるというかたちで再開するというものもありました。

この方たちは、いわゆる本業のホヤ養殖の準備はずっとしてきたわけですが、出荷はまだこれからという段階です。この2~3年間は、定置網を見習いながらずっとやってきたということです。同じように復旧したとはいっても、養殖の種類によって中身はずいぶん違っているという印象があります。

続きまして船ですけれども、いわゆる共同利用というかたちで復旧したように見えますが、今でも、まだ注文したものが来ていないという方もいらっしゃいます。本来は共同利用というかたちですから、がんばる養殖のなかで船を共同利用しているかと思われるかも知れませんが、必ずしも実態はそうではありません。自分の発注した船が届いている方、届いていない方の間には、かなり格差がありました。やはり、自分の船でないものを、そう簡単には貸してくれとは言えません。ですから、すでに船が届いた方が、ある種好意で貸してあげているという例を、私も何度かお聞きしました。その意味でも、全般的には船が行き届いているようではありますけれども、実際に現場に行くと、いまだにそうはなっていないというのが実態です。

加瀬先生の話にありました限界という点では、住居の再建が進まないという点が重大な問題となってきています。被災直後に調査し始めた頃は、皆さんまずは漁業が再開できればということでした。漁業が再開できて非常に嬉しい、ホッとしたという反面、その後から問題

になってきているのは、先ほど加瀬先生も指摘された住居問題です。もちろん遠いということもありますし、仮設で狭くて落ち着かないこともあります。漁業がかなり再開できて本格的な操業に移ってきたのに、住宅が落ち着かなくて、今度はそちらのほうに意識が行き始めているということです。住宅問題から、漁業の復興のスピードがまた少しスピードダウンするというような話も聞きました。

さらに、これは私も現地で話を聞いて、なるほどと思ったことです。漁業者のなかには、港から5~6キロ離れた、かなり高台の仮設に移った方もいますし、かなり遠くの親類を頼って行った方もいらっしゃいます。一方で、被災はしているけれども、地元の近くの仮設に留まっている方もいらっしゃいます。そういう方たちの間に、港に泊めてある船の管理で、意識の差が出てきているという例がありました。地元に残っている方は、しげが来ると船が心配で港に見に行きます。場合によっては、船のモヤイを別の場所に持って行くということをしています。一方で遠くの方は、さすがにそこまでは急には来られません。そういうことが続いて、地元に残っている方とは、同じ組合員でありながら船に対する管理意識が違ってきています。今は同じ漁協の組合員としての共有意識があるからいいのです。けれども、組合の地元地区の問題がいずれ出てくると思われ、今後同じ組合員としてやっていけるのかという疑問が出てきます。2代目、3代目として世帯を継承していったときに、同じ組合員としてやっていけるのか、について強く問題意識を持っている方がいらっしゃいます。私もあまりそういう観点では見てこなかったのですが、これは確かに根本的な問題になる可能性はあると思っています。

次に、漁協の財政負担の問題ですけれども、これも加瀬先生の本に書かれている通りです。私の研究室に所属する大学院生で、被災漁協の経営再建について調査をした者がおります。そのとき、水産庁から出ている漁協経営のための緊急支援事業をどれくらい使っているのかという点を、私は少し注目していました。岩手県は比較的使っていますけれども、福島県は特殊な状況にあり、また宮城県はほとんど使われていないのです。いろいろ聞いてみますと、緊急支援だとは言っても結局、融資を受けることが漁協の負担になるということです。無利子化になるわけですが、やはりうかつには手を出せないということでした。一方で、借り換えでかつての負債を返していくというときに、やはり有効だったのは、あまり派手さはないのですが融資保証です。従来からのものを借り換えするときの融資保証に、新たに保証強化があったということでは、漁協としては非常に助かったという話を聞きました。以上が、加瀬先生の本に指摘された協業化以外の部分です。

最後に、協業化についてです。これは、私も東京水産振興会の調査研究報告書等に書かせていただいています。廣吉先生からは、「協業化、協業化とお説教のように言っている」という批判も受けました。たまたまというか、最初から私自身の研究テーマとして、昔から協業化というのをやっていた。その過程で、今回の被災地における「がんばる漁業」であるとか、あるいは「がんばる漁業」に乗らなくても、自然発生的に進んできた協業化という事例を見てきました。もちろん協業化に至っていない事例もありますし、あるいは補助事業期間だけの過渡的な協業化で終わらせるというところもあります。私がしつこく追求・調査し

てきたところは、協業化がかなり本格化してきて、事業期間が終わっても協業化でやっているところというところもあります。そういうところに注目してきたがために、どうしても協業化の有効性のほうに話が寄っていつてしまっています。

協業化についても、特に「がんばる養殖」ですけれども、これが始まった当初は多くのところで、3年間の事業期間だけの過渡的なもので、その後それを本格的な協業に移行させようというところはまずなかったです。それが、例えばのり養殖において典型的な協業化移行の例が見られました。のり網の反数も減らしてはいますけれども、それほど大幅には減らしておらず、大体7~8割ぐらいでしたが、最初の1サイクルが終わった時点で、結果的にという部分もありますけれども、非常に高い収益が得られました。全ての養殖作業を共同化しましたが、協業化することで特に陸上の乾燥作業の負担が非常に軽くなりました。個別の世帯ごとにやっている場合ですと、夜中までずっと乾燥機を回すことがあります。協業化になるとそういうわけにもいかずに、ある種会社経営のように、一定の時間で打ち切るわけです。それでも、比較的順調に生産が進み、最終の決算をとってみると、生産量はもちろん従前までには達しませんけれども、利益を1人当たりで割ってみると、実は震災前を上回っていました。しかも、体は非常に楽だったということがありました。当初、私が見た地域では5グループありました。当初は、1グループだけが将来も協業でいくつもりの方たちでしたが、あとの4グループも、皆さん1サイクル終わった後は、基本的には協業でいこうということになりました。のり養殖自体は、震災前から多くの地域で乾燥機の共同利用による協業ということが行われていましたので、当然と言えば当然かもしれません。それが改めて確認をされたのかと思います。

最後に、これは「がんばる漁業」ではありませんけれども、すでに報告書に書かせてもらっている例です。小型定置網で一番被害を受けて、ほとんど資材を流されたという方々が3軒集まりました。3軒でやるわけですから、今までの家族1~2人で操業しているのと比べれば、より規模の大きな網を揚げられるということで、3軒でそれぞれの網を大型化しました。そして、全ての作業を完全に協業でやるという形に転換しました。同時に、販売方法も少し変えるということでした。これはがんばる漁業には乗らずに、全く独自に始まったものです。この場合は網が大きくなっていますから、漁獲量も本来であれば増えます。ただし、ちょうどこの網がスズキやヒラメを獲る時期に放射能汚染問題で出荷ができなかったということがあり、結果的には金額は伸びませんでした。非常に良い方向に動いてきているという例がありました。もちろん、協業という点で最初に注目されたのは、ワカメの天然採捕でいち早く立ち上がった、岩手県の重茂漁協だと思っています。しかし、ここはその後は全く協業には至っていません。組合自営の加工がありますので、どの部分を協業化することで漁業者にメリットがあるのかという点が見えなかったのだらうと思います。一概に協業化がいいと言っているわけではありませんし、協業化に至らない背景もあります。まだまだ調査の途中ですし、この協業化の進展状況については、今後とも引き続き調査していきたいと思っています。

加瀬報告へのコメント 2

工藤 貴史（東京海洋大学）



私も震災直後から、東京水産振興会の調査研究事業に参加させていただいています。この3年間は、気仙沼の大島地区を中心に、その対岸の唐桑地区と階上地区について、養殖業の被災状況や再開の状況について調査してきました。今日は、その調査結果を踏まえて加瀬先生の報告に関連して、4点ほどコメントさせていただきますと思います。

まず1点目です。加瀬先生の報告にありました通り、沿岸漁業では大体7割前後の漁業者が操業を再開しているということの評価・意義についてです。今この時点であれば当たり前というか、あまりこの事実に驚く方はいないとは思いますが。しかし震災直後から2011年の5～6月ぐらいまでは、7割ぐらいの漁業者が再開するという予測を立てる人は誰もいなかったと思うのです。実は現場も同じで、全然目途が立っておらず、再開の意思を示す人も非常に少なかったと思います。そういう状況のなかで、東日本大震災の復興構想会議の第4回で、村井知事が水産業の復興特区の創設を提案するのです。その根拠に、高齢化・後継者不足が進むなか、経営基盤が脆弱な個人での漁業の継続は困難な状況にあるということを挙げたわけです。その当時は、それはそれなりに説得力があったのかもしれません。続いて2011年10月に、宮城県の水産業の復興プランでも、原形復旧という姿勢では、多くの漁業者がいなくなってしまうということでした。つまり、もっと多くの漁業者が廃業するということが、宮城県の中では想定されていたはずですが。

では、どうして当初の予想に反して、漁業者の多くが原形復旧によって再開しているのかということですか。これは加瀬先生の報告にもあった通り、支援政策、補助事業の規模と内容によるところが大きく、それは間違いないと思うのですが、それだけではなくて、やはり漁業を再開した漁業者が、少ない所得でも生活していくことができる高齢者だったということも大きかったのではないかと、僕は思っています。これが、年収が非常に多くかかるような世代であれば、なかなか現場で残るということはできなかったのではないかと思います。村井知事をはじめ、多くの人が高齢化した漁村を悲観したり批判したりするのですけれども、そう単純ではないのではないかとということが考えられます。

現段階で7割の漁業者が再開しているという状況から、沿岸部においては、やはり漁業が基幹的な産業であって、漁業の維持発展というものが地域の維持発展を支えているということが、非常に明確になったと思います。また、今回の震災により、漁業という自然産業の弱さだけではなくて、むしろ力強さとか可能性といったものが、非常に分かりやすいかたちで明らかになったのではないかと僕は思います。その1つに、私有化されない自然というものを資源にしているからこそ、柔軟な対応が可能であり、結果として多くの人が再開できたという側面があったのではないかと思います。

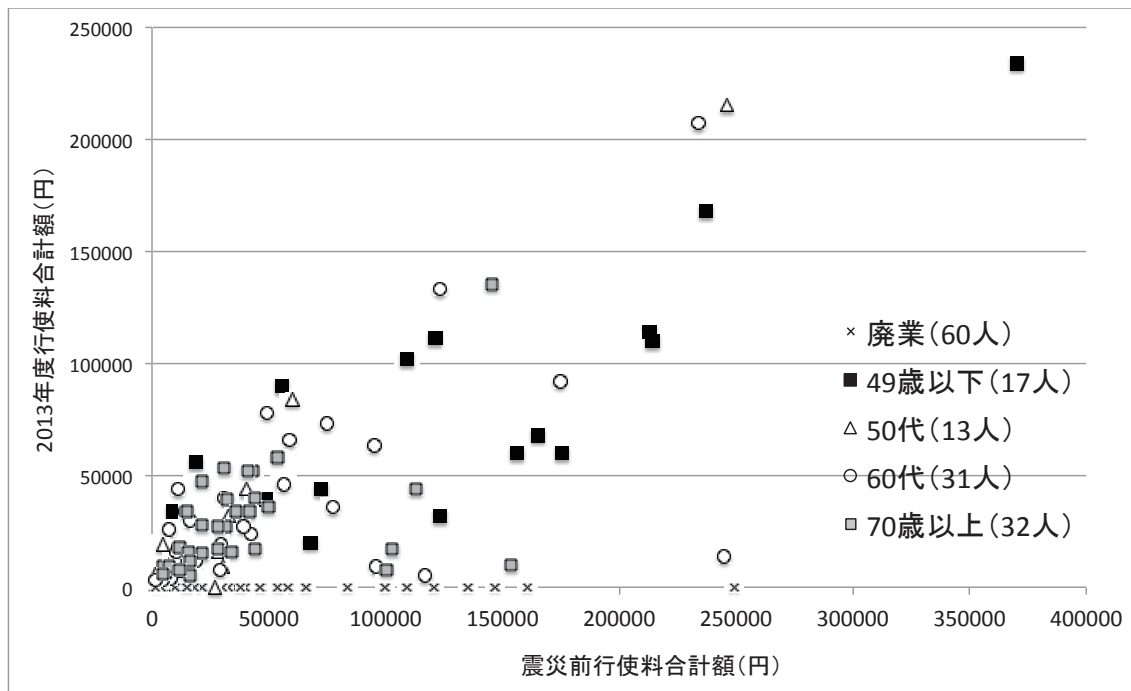
続いて2点目は、組合管理漁業権についてコメントしたいと思います。震災によって、養殖施設がほとんど流失したなかで再開しようとしたときに、全て同じような状態、同じ速さで再開・復旧していけるのであればいいのですが、予算の制約や資材の不足がありますから、どの漁場にどの養殖種類を、どれだけ施設を整備して、誰がどのように利用するかということは、非常に重要になってくるわけです。そこで、組織的な対応ということで、漁協がまず方針を決めるということになったのだと思います。私が調査した大島地区では、3つの方針を決めました。1つは、漁場を震災前の利用実績に応じて配分するということです。これは恐らく、岩手、宮城両方とも、同じような方針をとった漁協が多いと思います。それからもう1つは、大島地区ではワカメの復旧を優先するということです。ただし、ワカメの復旧を優先してしまうと、ワカメの養殖をやっていない人が困ってしまうわけです。それに対応して、第3の方針として、今までワカメをやっていなかった人も、ワカメに取り組めるようにしました。なぜこのような配慮があるかということ、大島地区で比較的大きな経営規模の業者というのは、カキとホタテの組み合わせが多かったのです。この養殖業者さんが、ワカメを優先したときに非常に不利になってしまい、止めてしまうかもしれません。こういうこともあって、3つの方針を決めることになりました。とはいえ、この3つの方針を決めれば、オートマティックに各漁場で配分がされているかということ、そういうことではありません。これから、非常に大変な作業になります。具体的に言えば、漁場ごとに、その漁場整備の順番、規模、養殖種類ごとの施設数というものを決めなければいけないです。どの漁場で、誰がどれだけやるかということ、非常に細かくやらなければいけません。

もう1つ大変なことは、震災前にこの地区は、養殖種類の組み合わせが16通りありました。ですから、千差万別なのです。そうすると、一律に決めていけません。かなり細かく話し合っていきます。これが集団的対応ということで、それが比較的大島地区ではうまくいきました。一人一人の震災前・震災後の養殖施設全部見ましたけれども、非常にバランスが取れているわけです。「あれ？この人ワカメ養殖多く再開しているな」と思うと、違う養殖をかなり削っていたり、違う漁場を再開していなかったり、そういう調整が図られているということです。こういう柔軟かつ細やかな対応が可能なのは、これまでも養殖業者間で様々な利害調整がなされてきた歴史があるからです。まさに、組合管理漁業権としての機能を発揮しているのを見た思いでした。

3番目は、そうした組織的・集団的対応を通して、個人が再開・廃業を決めるのですが、それを示したのが以下の図になります。大島地区は、養殖業者が153経営体あったのですが、再開したのは93業者でした。廃業になったのは60業者です。この内訳というのが、高齢によって引退したものが大体17業者、島外へ転出したものが12業者、経営主の死亡によるものが10業者です。それ以外は、沿岸漁業で刺し網とかは再開したのだけれども、養殖業へ再開するのを迷っているという人も少しいます。70～80代の人で、歳をとって相当養殖規模を縮小していた人の多くは止めたということになります。島外に転出した業者が12業者います。多くは40～50代です。この人たちは、元々養殖業の経営規模が小さい業者がほとんどでした。ですから、養殖業が再開したとしても、その養殖規模では生活し

ていけないので転業していくという感じです。転業先は、沖合漁業や遠洋漁業の乗組員になった人が4名いました。ですから、元々そういう関係があつて、そこに戻っていきますという人が多かったということです。この図を見れば分かるのですが、高齢化してきています。ただ、高齢者がだいたい辞めていったなかで、経営主が40代未満の人が台頭してきているのが分かると思います。黒い四角です。彼らは非常にやる気がありますし、将来に対して全然悲観していません。これから規模拡大が図られていくだろうと予測を立てています。

A 地区における震災前後の行使料合計額の変化（出典：宮城県漁協資料）



そういうなかで、4つ目の指摘です。最後の指摘として、今後の展望、課題です。このように、これから70代以上の養殖業者が順次引退していくなかで、残存する養殖業者が漁場を取得して、規模が拡大していくことは確実ですし、そのように若手も望んでいるわけです。そういうことはできるのですけれども、何が一番ネックになるかというと、雇用の労働力です。今までも、雇用労働力を確保してきたのですけれども、さらに必要になってくるわけです。今、大島の年齢階層別に見ると、70代が一番人口が多いのです。ですから、ここに潤沢に高齢労働力があって、そこを使って今までやってきましたが、この70代の人たちが順次いなくなっていくわけです。そういうなかで養殖の規模は大きくなっていくけれども、労働力がそれに伴って確保できるかというと、非常に厳しい状況があるのではないかと思います。ですから、このような規模拡大と労働力の縮小というギャップを、いかにして解決していくかということが課題です。このように成長を望んでいる若手経営体をどうサポートしていかれるかが、これからの水産政策の1つの課題になるのではないかと思います。以上です。

水産物産地流通・加工業の現状と展望

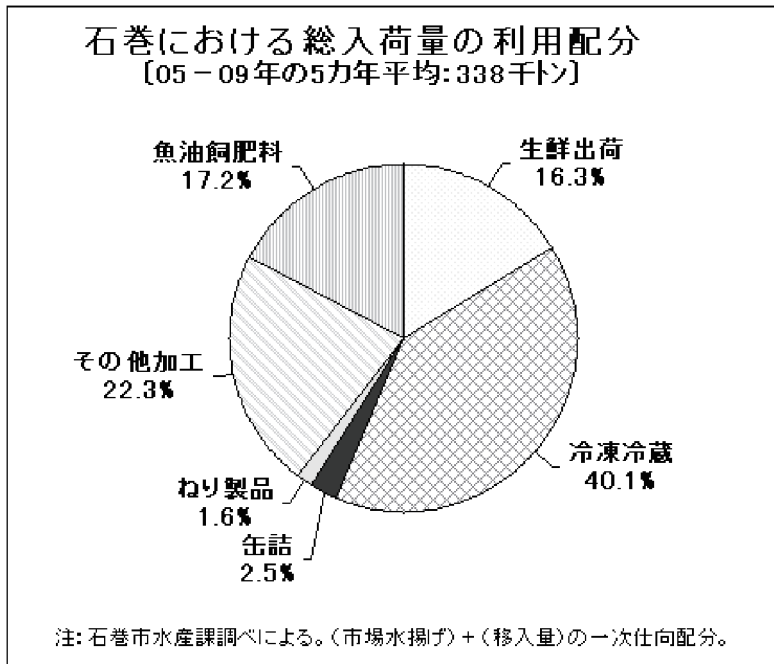
廣吉 勝治（北海道大学）



加工・流通部分を担当します。後で橋本さん、富田さん、近藤さんに補足や批判的コメントをいただく関係で、「基盤整備」という問題についてのみお話をし、提案させていただきたいと思います。

まず、水産物における産地の加工流通についてです。釈迦に説法で申し訳ないのですが、これも“製販一体”その存在が産地流通加工です。これは農産物にもない、水産物流通の基本的特徴です。震災復興において、このことが改めて現地を含め様々な方面から確認をされました。私どもとあまり立場を等しくしていない規制緩和・新自由主義的な立場からの識者も生産・水揚げと一体となった浜の流通加工の推進という発言をされています。もう少し具体的に述べます。我々は、産地の「荷さばき」と呼んでいます。鮮度、規格、品質がまちまちのものを仕訳、選別する作業です。これは、沿岸漁業の産物でも、規格化していると思われる養殖の産物でさえ、例えばカキやウニの身出し作業、養殖ワカメでも、芯抜きやボイル作業、消費地に押し出す前段の下処理というのは産地固有の仕事です。もちろん、大量に水揚げされる魚では鮮度・品質・規格毎に仕分けたり、冷凍したり内臓を取ったり、フィレにしたり、用途別の一次仕向けが行われます。産地市場があるところではそうした処理・仕向けを前提に取引が行われます。そういう産地の機能・役割は流通業者あるいは加工冷蔵業者、出荷業者、場合によってはそれらの業態を兼ねた人たちがそれぞれ担っております。そして、この担い手の中心は常時従業員が20人未満の中小業者の方々です。こうした事業者を零細でおくれた存在だと思わないで頂きたい。産地の水揚げの処理、あるいは特産品の処理ということで、固有の技能が培われ目利き評価のわざを持った方々の仕事です。獲れる産品は少量多品目、かつ季節的、地域的で特性があるから、産地の個々の事業規模は小さいという特徴があるのです。

産地の一次的処理配分の例として、被災地・石巻における総入荷量の利用配分に関する資料（大括りの資料ですが）を用意しました（右図）。これは石巻市役所がずっと取ってこられたデータです。日々の水揚げ取り扱いにおいてこうした一次的水揚げ処理が行われているのです。こうした産地機能を担う存在が大きく被災しました。



今日用意した表の中に、水産庁「水産関係被害」という現況把握が HP でも出されている資料がありますが、加工・流通関係の被害については、「共同利用施設」が表の中に示されているだけで、水揚げと一体の産地流通・加工を担ってきた加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等の被災については「民間企業」ということで脚注に「約 1,600 億円」と示されるだけです。

水産関係被害				
被害額合計：1兆2,637億円（うち7道県：1兆2,544億円）				
主な被害	全国		うち7道県	
	被害数	被害額	被害数	被害額
漁船	28,612隻	1,822億円	28,479隻	1,812億円
漁港施設	319漁港	8,230億円	319漁港	8,230億円
養殖関係 (うち 養殖施設) (うち 養殖物)		1,335億円 (738億円) (597億円)		1,254億円 (719億円) (534億円)
共同利用施設	1,725施設	1,249億円	1,714施設	1,247億円

注：本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある（水産加工団体等からの聞き取り）。

水産庁資料「東日本大震災による水産への影響と対応（水産への被害）」より。

被災規模の把握としてこれが妥当・適正なものかどうかまた議論したいですが、産地流通加工の施設整備は、漁港付近や産地市場を整備したところでは公的に整備したものもありますが、地元の漁協をはじめ事業者が独自に整備してきたものが少なくありません。「民間」ということで産地の公的役割を担う存在の復興を置き去りにはできません。水揚げの下処理、

貯氷・製氷、低温保管、低次の一般加工、すり身処理加工、飼肥料や汚排水処理、最近の滅菌海水装置等の産地固有の機能施設については、産地事業者の取り組みであっても、まさに「製販一体」のものとして支援していく方向を提示するということです。近頃は、水産庁も「高度衛生管理型」市場再生を被災地でも展開するようになり、全天候型、低温管理型のノーブラインドの上屋整備など重要なことと思いますが、そういう取り組みを「産地整備」という視点で広げていくべきです。その場合、中核的な拠点産地市場を中心として整備する場合は、漁港や産地市場整備と併せ、規模に応じ関連機能施設のワンセットの支援が中心的に検討されるのですが、もう1つ、集約化した拠点・市場に物流動線で結びついた沿岸の各浜において、低温保管や一次処理関連の必要な整備が進んでいないことが懸念されます。沿岸各浜は天然自然の少量多品目、季節特産的水揚げがなされ漁協や産地業者が流通を支えています。いま漁業者の減少や高齢化で難しい状況に追い込まれている浜が少なくない。ここに水揚げ条件を支える鮮度保持・保管・一次処理等の施設（地域デポ）の再建で物流動線をつなげていく必要があります。

さて、復興庁や水産庁のデータで産地再建の現況を見てみます。あとで橋本さんから出るとは思いますけれども、被災3県漁港では37%で機能回復が見られ、52%で一部回復が図られ8割以上で再建整備が進捗をしているとされます。いろいろ問題が指摘されますが、漁港は工程表に沿った整備がされています。これに対して、背後関係の方はどうかというと、民間の加工流通施設はかなり業務再開を果たしているというデータを政府も用意していますが、これはご承知のように、中小企業庁のグループ補助金の3/4補助をはじめ、支援があつて再建に大いに役立ったと思います。

しかし、「再開」の中身はどうかと申しますと、第1に休廃業が少なくないこと、第2に業務再開の内容が伴っていないということです。石巻市が独自調査をしている結果表を例示していますが、休廃業が被災後の早い段階で2割を超えているという状態になっております。

今回作成した表のひとつに経産省「経済センサス」（旧工業統計表）があります。被災県別の水産食料品製造業のデータです（従業者4人以上の事業所）。一部、私の推定も含まれますが、被災3県と他県を対比すると事業所数の落ち込み、そして何よりも出荷額の低下の大きいことが分かります。東北の経済産業局の、グループ補助金交付先アンケート調査データを見ましても（復興庁の復興の現況のなかに掲載されています）、水産食品製造業については、被災直前に回復したという事業所が14%で他の業種の中で最低という結果です。産地業者にはグループ補助金等による救済だとか資金的支援もあるのでありますが、産地を支えるのに特別な手当がある訳ではない。私どもの調査では、被災した多くの産地業者の再生の基本は「地力再建」になっている、販路や労働力確保、最近では放射能問題等で相当体力が落ちている、というように見ます。自力で嵩上げ、用地造成、基本施設等を再建せざるを得ない業者、基盤整備に支援のない（支援が大幅に遅れている）状態下にある業者が非常に多いと感じています。もちろん、力のある業者もあります。中小業者には生産者グループや市民と一体となって、前浜の強みを発揮し直売や市場拡大に取り組む例もあることを私共は知っていますが、そういう主体的組織化努力にもかかわらず、産地全体としては再建できずに大きく

縮減する懸念があるということです。

しかし一方、水産庁も手を拱いているわけではありません。今日コメントして頂く橋本（元水産庁部長）さんを中心に、浜の再建策が提起され施策実施されています。注目するのは2つの内容です。1つは、気仙沼、女川等の被災した中核的な拠点産地で、漁港制度の一部見直しにより漁港区域を拡大しゾーニングをした上で水産加工流通の再整備、再集積を図るものです。具体的には漁港区に「水産加工団地」の造成をはかるというこのものです。もう1つは、集落や関連施設が破壊された一般沿岸漁村において、集落の移転や跡地の造成・再開発にからんで、沿岸の荷捌き所や産地関連施設を背後に整備しうる「漁業集落防災機能強化事業」（いわゆる「漁集」）実施のかたちでの産地再生を意図したものです。いずれも復興庁予算として仕組み位置づけが高いのですが、前者は、漁港再建に絡まなければ産地整備が可能とはならない制度上の制約があること、どこでも産地流通の合理的、機能施設が出来る訳ではない。多くの漁港都市は土地区画整備という生活区再編の都市計画手法の中に加工流通業の産業整備を図ろうとしてまちづくりの合意形成に大幅な時間と労力を費やしている。後者は、水揚げ漁港と一体の産地背後整備という視点の本来事業ではないことから、「漁集」で沿岸の産地整備が円滑に進むのかモデル的にもまだ事例がよく見えない。人材も専門性も乏しい自治体任せで機能的マスタープランが描けるのか疑問とされます。

最後に、関連の提言を二つ行いたい。第1に、水揚げと一体の機能をもって漁業生産、水産物供給を支えている産地流通・加工の再建は、国や都道府県が全面に出て、高い立場からの支援と指導を行う体制が取られるべきである。集約的な流通加工基盤（水産加工団地）の整備においても、小規模漁港や集落と一体となった沿岸産地整備においても、基本的産地機能としての施設整備や地域デポの整備は、事実上産地機能を担ってきた民間事業者への再生支援を含んで一体的、総合的な立場からなされるべきである。第2に、国内漁業における産地整備は「公共インフラ」としての認識・評価を持った対応であるべきです。いま復旧・復興での公共インフラとしては漁港とか漁場・がれき処理、養殖や定置の基本施設等があると思いますが、漁港や沿岸の浜の産地背後施設は、これまで述べてきたように、生産と一体の「公共インフラ」です。農地などは、土地改良法で基盤整備が公的なものとして位置づけられ、東日本大震災においても政府は土地改良法の特例法を整備して除塩・脱塩事業を含め「公共インフラ」の事業実施とされます。かつて水産背後機能は「産地流通加工センター形成事業」と言って拠点産地中心でしたが政策（補助事業）として加工団地と産地整備を進めてきた経緯がありました。いま、こうした産地整備を重要性の高い水産施策として「格上げ」した位置づけとすべきだと申し上げたい。

冒頭、水産庁の全体被害把握データ（表）で、民間の加工流通施設被害を約1,600億円という外数（そとすう）で評価しているということを批判がましく述べましたが、じつは宮城県が今年1月末で出している水産加工の民間施設被害で1,924億円あると表明しています（宮城県「東日本大震災からの復興状況（水産業関連）」平成26年1月）。石巻市では被災した8月の調査ですが、水産加工団地（民間施設）として1,029億円余の被災状況を見積もっています。産地機能は基本的に産地業者に担われてきたことは何度も述べましたが、漁業

再生において、産地流通加工の存在を適正かつ正当に評価する意義は大きいものと思っています。時間になりましたので、よろしくお願いたします。

石巻地区、「水産加工等事業者」の事業再開状況等アンケート調査結果

	回答業者数		①事業再開動向				②雇用人数		
			再開済	再開予定	廃業・廃業予定	未定	正社員	パート等	計
加工業・下請け	(A)	152	87	9	39	17	1,108	661	1,769
	(B)	144	96	13	23	12	1,181	832	2,013
冷蔵庫業	(A)	30	19	7	1	3	205	95	300
	(B)	27	21	2	1	3	233	46	279
生鮮出荷業	(A)	18	12	2	2	2	92	40	132
	(B)	22	16	2	2	2	81	58	139
問屋・仲卸業	(A)	5	5	0	0	0	44	15	59
	(B)	5	5	0	0	0	17	10	27
その他(氷雪製造・小売業等)	(A)	11	7	1	3	0	50	0	50
	(B)	8	6	1	0	1	61	0	61
計	(A)	216	130	22	45	22	1,499	811	2,310
	(B)	206	144	19	26	18	1,573	946	2,519

注:

①調査時点:(A)=2012.7.6、(B)=2012.12末。

②調査及び資料は石巻市役所水産課による。協組等加工団体を經由した組合員調査。

「水産食料品製造業」(従事者4人以上)の事業所、製造品出荷額等の変化

[2010年:12月末調査、2011年:2012年2月1日調査]

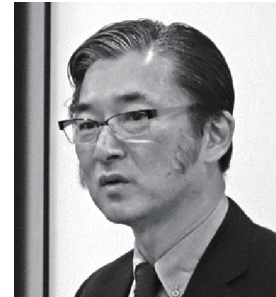
県別	事業所数		出荷額等(億円)		変化[2011/2010]%	
	2010	2011	2010	2011	事業所数	出荷額等
北海道	1,001	935	6,498	6,592	93	101
青森	140	141	1,011	1,010	101	100
岩手	153	79	631	314	52	50
宮城	426	189	2,582	1,227	44	50
福島	81	45	288	232	56	81
茨城	170	152	984	830	89	84
千葉	350	340	1,686	1,572	97	93
東京	96	97	397	431	101	109
神奈川	99	92	596	660	93	111
静岡	560	529	2,680	3,161	94	118

資料:経産省「H22工業統計調査」(H22.12.31実施)、「H24経済センサスー活動調査」(H24.2.1実施)、及び各県市等データをもとに筆者作成。

注:①製造品出荷額等について、2010年の茨城、神奈川、並びに2011年の青森、宮城、福島、茨城、神奈川の数値について若干の統計法上秘匿の業種が有りこれを除いている。②「経済センサス」(2011年)データには災害対策基本法に基づき福島県の「警戒区域」及び「計画的避難区域」により立ち入り出来ない地域を除外している。③2011年の青森と神奈川の製品出荷額については筆者の推定。

廣吉報告へのコメント 1

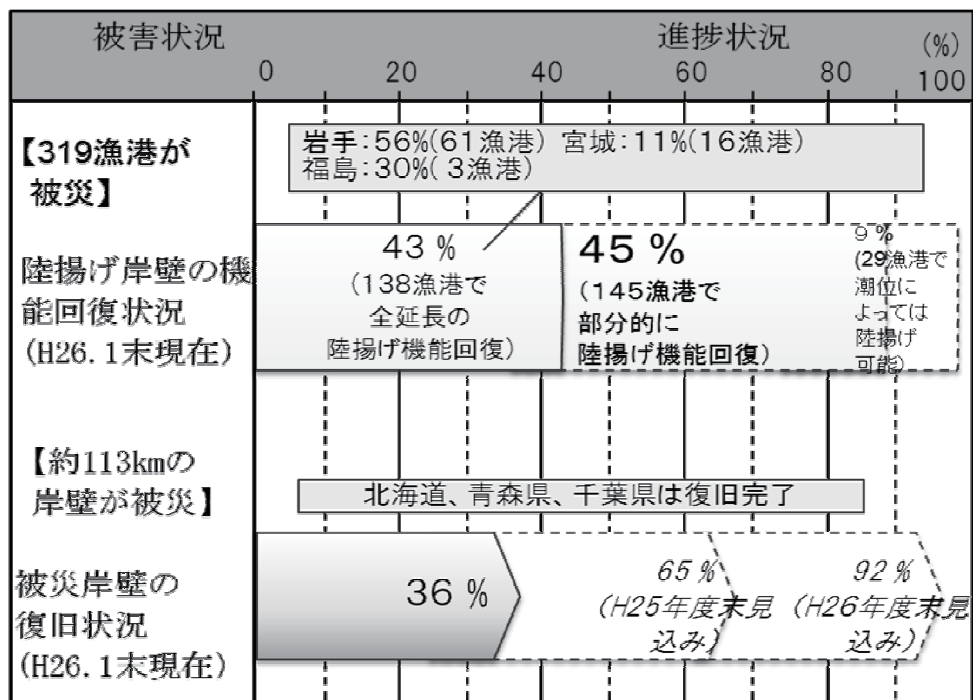
橋本 牧（漁港漁場新技術研究会）



今ご紹介いただきました、橋本でございます。レジュメにございますように、今日は10分間お時間をいただきまして、震災後3年を経過した時点で、漁港あるいはその背後の流通などの復興はどうか、という話をさせていただければと思います。ただ、1年前まで水産庁の職員でございまして、まさにこれに中心に関わっておりました。3年間を回顧すると、2/3は自分の責任であると認識しておりますので、一生懸命話をさせていただければと思います。また、現在縁がありまして、漁村総研という団体にも籍を置かせていただいて、漁村の復興あるいは市場の再建などに、少しだけですが関わらせていただいております。またそういう話題になりましたら、参戦させていただきたいと思います。

まず、下記の表を中心にお話をしたいと思います。漁村の復旧・復興という表に2本のバーチャートが書かれています。それをご覧いただきたいのですが、これは本年1月末の数字ということです。先日、水産庁が2月末の数字を出したというので見てきたところ、上の43%のところは45%になっていました。あまり変わらないかということで、そのままにしています。上の方は、おおむね9割の陸揚げ岸壁が復旧したという結果です。それから下にございます岸壁全体の復旧状況は1月末で36%という数字です。これからお話いたします漁港復旧の光と影がこの2つの数字に出ているのではないかと考えています。

東日本大震災からの漁港の復旧・復興状況



震災直後、漁船はどうなっているのか、全力で調べました。漁港の復旧方針を立てるのに非常に重要だからです。最初、沖合の大型漁船がかなり助かっているという話があったものですから、それぞれの港に帰れるように、航路・泊地などで津波の漂流物を取り除く作業をしました。それとともに、被災直後は青森の八戸と南の銚子など、被災を受けていたけど早く使える漁港を中心に水揚げを再開し、東北沖の魚を全国に流通させる作戦がいいのではないかとこのように考えていました。しかし、福島原発事故が甚だしい問題になり、南と北の流れが切れてしまうといったことが起こりました。また、厳しい被災状況のなか、現場で一生懸命、漁業を止めたくないという思いで働いていらっしゃる方たちがいっぱいいて、なんとか漁業を再開したいというお話がございました。ということで、ちょっと作戦を変更いたしました。完全な施設復旧というのは当面諦めて、主要漁期までに鉄板を敷いて高さを確保したり、仮設でいいから岸壁を直したり、そしてテントの仮設市場、あるいは氷だけを持ってくることができれば、基本的には魚が揚げられるのではないかとこの検討をそれぞれの拠点的な漁港で始めました。それに向かって、皆さん一丸となってやっていただいたということでございます。その甲斐あって6月末の気仙沼のカツオから順番に、女川、志津川、石巻といったような主要漁港が、そして市場が順次開業したという状況でありました。

また、この地域には養殖業を主体とする漁港が数多くあるのですが、貝類の養殖などは、再開しても1年以内には出荷というところまではいかないということでした。ワカメが再開できれば、春までに岸壁の用意をすれば、何とか水揚げができるのではという話をいただきました。そちらも、ある意味災害復旧の作業を中断して、とりあえず仮設でもいいから水揚げができるような施設を作るということも、全力でやりました。こういうことで、水産業は意外と早い時期から回復を見せて、現在でも約7割の水揚げがあるとお聞きしています。かなり早い段階から、水産業というものが復活したという意味で、その戦略はある程度正しかったのではないかと、今は思っているところであります。

ただ、ここから本格的な復旧をさせるということで、非常な苦勞が続いているわけです。まず、規模の話を少しさせていただきます。漁港関係の被害は、19ページの廣吉先生の資料にある通り、約8,000億円となっています。このオーダーというのは、その年の全国の漁港の予算の事業費の7年分に相当します。被災した319港というのは、全国の漁港の約11パーセントに当たるエリアです。そこに集中的に起こったということで、単純計算はいけませんが割り算をすると、1個当たり64年分に相当する事業をワッとやらなければいけないという厳しい状況がおわかりいただけると思います。復旧・復興には、いろいろな問題が起こりました。

まず、行政における人員不足が大問題でした。漁港の管理者は都道府県、市町村なのですが、膨大な復旧・復興に必要な人員確保をどうするかという問題が起こりました。特に、市町村の職員の方達は、自分も被災を受けている様な状況にもかかわらず、被災者のサポートに廻ったり、本当に漁港の復旧作業に取りかかれるという状況は、なかなか来なかったのです。私たち水産庁は、国土交通省などのように、地方支分局を持たず、本省が直接、都道府県が行っている仕事を、補助するというかたちで、一緒に事業を進めています。普段は効率

が良い組織だと信じていたのですが、無駄がない分、困ったときに地方を助けに行く人材を殆ど持たないという状況に直面しまして、人的支援の面で大きな課題があったと思っています。

それから、今遅れている要因で有名なのは、セメントが足りないとか、作業人員が足りないとかであります。例えば、セメントの生産量は、景気が縮小したことの影響等から、被災前でもピークに比べると何割も減っていたとのこと。そこに、特に東北地方では工場がかなり津波被害を受けたのですから、大変です。

先ほどの計算を引用すれば、被災地ではセメントの量は 64 年分必要かもしれないのに、供給は十分ではありません。国全体としても統計を見てみると、生産量は全国で見ると数%のアップしかしていないのです。これはたぶん、景気が落ちてきてだいぶ圧縮したなかで、5~10 年でなくなってしまう需要のために工場に新しく投資ができないということなのかもしれません。でも今は、ひっ迫してコストが上がって、他の地域でも工期が延びるという問題が起こっているという状況になってきています。なんとかならないものでしょうか。

技術者も材料も施工機械も、確かに全国から集まってきてはいます。けれども、大規模工事が続々発注される中、地理的にハンディキャップのある漁港の小さい工事というのは、施工業者にとってあまり魅力がないのかもしれないかもしれません。受注者がなかなかいないというような状況もあります。特に、結果として、市町村が中心でやっている小規模な漁港の復旧というのは、なかなか進んでいない状況になっています。このあたりが、36%というところに出てきてしまっているのではと思う次第であります。

今度は、漁港の後背地の流通加工の復旧・復興の話もさせていただきたいと思います。今も申しあげましたように、とりあえず漁港での水揚げというのは確保できたと思います。しかし、漁港の背後は平均 1 m ぐらい地盤が沈下しました。そうすると、雨水が溜まったり、満ち潮の時の水が引かなかったりということで、とてもではないけれども、衛生管理に配慮することが求められる工場の再建は難しいという現場がたくさんありました。地盤の嵩上げに国の力をとの要望が高まったのですが、これまでに私企業の財産に対して国が補助金を出すという仕組みは、どんな事業にもなかったのです。しかも、地盤を嵩上げする事業もありませんでした。そこで、被災後半年ぐらいかけて、課題が解決できる事業を作ろうということで折衝をしました。先ほど廣吉先生からお話がありましたけれども、漁港の区域内の水産加工場用地に限って嵩上げを認めるという制度が、新しく誕生したのであります。こうすることで、なんとか地盤沈下問題が前に進み出しました。

水産加工場の施設についても、民間企業に直接補助金を出すというのは、やはりモラルハザードの問題があつてなかなか難しいことでした。水産庁の関係では、共同利用の促進であるとか、それから中小企業庁のグループ補助金であるとか、こういうかたちで加工場を支援していったということになります。我々水産庁漁港漁場整備部が、都市局と土地の問題を連携しつつ、建物に関しては水産庁の加工流通部門が中小企業庁と連携しながら、かなり密接な連携の下、問題を解決して進めてまいりました。しかし、関係者には、なかなか思うように進まないと思われる方も沢山いらっしゃるかもしれません。

廣吉先生の資料に石巻の資料があったので、私も空いたスペースに石巻の市場の絵を入れました。復興に携わる皆さんとお話をする際、強い気持ちを持って地域づくりをやろうという話をするなかで、「転んでもただでは起きない。」という言葉を借りて、こんなにひどい目に合ったのだから、再建するときは未来を見据えてガッツリと造り直そうではないかと各地で話をして歩きました。その中で、石巻が一番どん欲に取り組んでくれました。津波で失われた 650m だった開放型の市場を、今度は、漁業種類によって 3 種類の衛生管理水準を設けた延長 720m の高度衛生管理型市場に再生します (200 億円ぐらいになるのですが)。未来に対してチャレンジするんだということで、今まさに建設中の市場です。その絵を、そこに描かせていただいております。

石巻魚市場の再建 (イメージ図)



漁港背後の流通加工の復旧でもいろいろ課題がありますので、少し申し上げたいと思います。今まで衛生管理とか、流通の未来についてあまり議論がされていない漁港が多いと感じ

ました。そういう地域におきましては、漁業者と市場の管理者や利用者の意見を急いでまとめ上げ、皆が満足するハード施設を建設し、将来の運営管理に協力してもらうのは、なかなか難しいことです。今、被災地のみならず全国の漁港においても、特定第三種漁港のみならず拠点的な漁港は皆、きちんとした衛生管理の体制を作ろうではないかという機運が盛り上がっているんですが、同じような理由でなかなかまとまっていけない地域も多数あります。ちょっとうがった見方をすると、石巻の漁港は市場が全部なくなってしまったときに、応急で作ったテントの市場が、大変立派で閉鎖型ながら結構使い良かったのです。それがなかったら石巻の市場を再建する話はまとまらなかったのではないかと、私は勝手に思っています。その閉鎖型の市場を皆が協力して使ったことで、閉鎖型の市場に対する共同認識みたいなものが、何となく醸成してきたのではないかと思っています。また、同様にテント製の市場というのは、これまでに考えたこともないけれど、耐久性もあり結構良いのではないかという話にもなっています。岩手県の山田漁港なども、この間見に行ったのですが、なかなか綺麗で立派な閉鎖型の市場（しかも日光が通る）というのができておりました。震災でやむを得ずやってみたら、意外と抵抗なく新しいことにチャレンジできたということも、良い例としてあるのではないかと思います。

もう 1 点の問題は、水産加工用地を嵩上げするときに、水産加工場などしかない地域ではまあまあうまくいったのですが、加工場と住宅などが混在していたところは、大幅に時間が

かかっています。なぜか土地に関するいろいろな手続きというのは、こういう非常時にあってでも全くパスすることができません。例えば、登記が何代か前の人の土地のものになっていたら、死んだ人のことを皆さん探してきて、いろいろと処置をしなければならないとか、膨大な行政的労力と時間がかかっているとのこと。今後の防災対策ということを考えるときに、こういうこともいろいろ検討しておかなければいけないと思いました。少し時間がなくなりました。今日はこのぐらいで、どうもありがとうございました。



廣吉報告へのコメント 2

富田 宏（株漁村計画）



ご紹介にあずかりました富田と申します。会場を見回しますと、水産流通や加工のプロの皆さんばかりです。あまり知ったかぶりのことを言うとぼろが出ますので漁村の關係に絞って話をさせてくださいと、廣吉先生にも事前にお話ししておりますので、そちらに集中させていただきたいと思います。今、橋本さんからお話がありました。実は、橋本さんは、つい最近まで水産庁の漁港漁村・漁場の關係の技官のトップで、司令塔だったわけです。そんな当時、橋本さんから、面倒そうなところに、「こっち行ってくれ、あっち行ってくれ」という感じで、私は気仙沼であるとか石巻であるとか、いわゆる広域合併したような市町村を回ってきた訳です。しかも、そういう自治体は、漁村が40とか50とかたくさんある市町村です。

そういった経験を踏まえて言いますと、東日本大震災の特徴は3つぐらいあるかと思っています。1つは、今言ったように、2000年代を通じて地方分権ということが言われましたが、自治体の広域合併が進んで、漁協合併も進んでいったということがありました。そういった広域合併を経て、自立した自治体が大きな災害を初めて経験して、それに対してどういう答えを出すかということが期待されていたはずでした。日米近代史をやっているジョン・ダワーというアメリカの学者が、「3.11によって、日本は新しいビジョンを作る空間を得た」ということを言っています。確かに、言葉として若干引かかるものはありますけれども、もしかすると新しい提案なり、新しいことができる可能性は大いにあった訳です。でも、できませんでした。

もう1つの特徴は、もう皆さんご承知の通り、戦後営々として築いてきた膨大な量の官民の社会インフラが全て流されました。特に高度成長期をはさんで、漁港にしても港湾にしても、いわゆる公共事業施設は、長期計画制度の下で巨大な量のインフラが形成されました。加えて、民間インフラもそうです。そして、それらは量としてあまりに大きすぎました。個々の自治体単位では、もう手の打ちようがなかったということがあります。その結果、3年目の漁村復興計画を俯瞰した時、中央集権的な事業計画のパッチワーク計画になってしまっただけという例が多いという印象がぬぐえなくなっていると思います。

もう1つ大きいのは、明治三陸や昭和三陸の時と一番違うのは、やはり人口減少の時代に起こった大震災だということと言えます。

こういうなかで、実際に現場を回ってみてこう思いました。先ほどの加瀬先生とコメントーターの皆さんのお話を聞いて思ったのですけれども、ああいった漁業の生産や経営の現場の議論と空間計画というものが融合して空間計画に反映されているかということ、実は殆ど反映されていないのです。例えば都市計画であるとか、土木、建築、環境といった分野の技術者と、漁業経済、水産、環境、経済といった分野の人たちが、なぜ連携してうまくやれ

なかったのだろうかということが、1つ大きな反省としてあります。今後、そういった連携体制を作っていないといけないということを痛切に思っています。

もう1つ、先ほど橋本さんから問題提起がありましたけれども、今一番困っているのは、高台移転です。皆さんやはり住まいに困っていたから、ほとんどの中小規模漁村復興の場合、特に広域合併した大きい市町村では、高台移転を選択したのです。そうすると、流された集落の家々は、高台移転を選択することになります。ただし、高台移転はしたけれども、残った低地部分をどうするかというマスタープランが全くなかった訳です。3年目の今、現場では、低地部分をどうしようかということになっています。その低地部分というのは、漁港がありますから生産の場になる訳です。漁港があって海があります。そこには、防潮堤の問題もあるし、道路の問題もあるし、漁港利用の問題もあります。廣吉先生がおっしゃっていた、小さい漁村でもカキ剥き場の問題があります。だけれども、面的整備に関する交付金基幹事業というのは、漁集事業（漁業集落防災機能強化事業）しかないのです。

私はやめておこうと思ったのだけれども、新聞に載っていたからいいかと思えます。3月8日付けの毎日新聞に、「復興庁の「査定庁」ぶりは変わらず」と書いてありました。今、私は南三陸町で漁村復興計画づくりのお手伝いをしています。これは漁集事業の話です。避難するときに、小型車両同士でもすれ違えないので、全面的に道路の幅を拡げたいということです。せめて、軽トラがすれ違えるぐらいの道路整備をしたいというのを、南三陸町の幹部が言ったのです。そうしたら、復興庁企画官が、「部分的にすれ違えばいいじゃない」と言ったそうです。新聞に書いてありますから、私が言うまでもなく。つまり、復興庁ではないのです。まさに、新聞に書いてあるとおり復旧庁ということです。それでいいのかという気がしています。廣吉先生がおっしゃっていた、共同利用のカキ剥き場であるとか、ひいては漁村復興に関して、6次産業施設とかを水産庁が支援しようとしているけれども、そういう用地というのは許されないのです。なぜかと言いますと、以前には無かったからです。復興は駄目、復旧だったら良いという話です。そういう場面、場面でイライラしながら、今現場を回っているところです。もう1つ言うならば、石巻の例ですが、立派なテント式の市場は有効活用されていました。小さな漁村でも、ボランティアなどが小さなテント式のカキ剥き場などをポンポンと、当然ももとの漁港の土地利用計画とは関係なしに建てています。考えてみれば、東京ドームと同じ会社が造っている、しっかりしたテントなのです。ですから、10~15年保つのです。ああいう施設というのは、応急的に混乱のときに造ってしまったものですが、今でも使い続けているのです。そうすると、次の段階として漁港が完全復旧したときに、実は土地利用計画と合わなくなってくるという問題も生じつつあります。つまり、高台移転と低地利用の関係にしても、漁港の原形復旧と土地利用の関係にしても、基本的に最初のマスタープランの話で、水産について先生が最初におっしゃった三位一体というか、全体が一緒だという話がなされていなかったところを、3年目にして検証して、今後反省して再構築していくべきだということを痛切に感じているところです。

廣吉報告へのコメント 3

近藤 信義（サンフード(株)）



サンフードの近藤と申します。私は、横浜市の中央卸売市場の近くで、水産加工の事業をしています。具体的には、魚の切り身です。納入先は、横浜市と川崎市の学校給食、横須賀の自衛隊、防衛大学校、横浜刑務所等官公庁の集団給食などです。特に小学校の学校給食ですと、親や祖父母の方々が非常に敏感になっております。横浜の場合は、児童が 20 万人いるのですけれども、その両親、さらに祖父母を合わせると何十万人もの方々がいるわけです。震災直後、横浜市の教育委員会や学校給食会に、毎日 600 件ぐらいの電話やメールがきたそうです。「うちの子どもに汚染された食べ物を食べさせるのか。うちの孫を殺す気か」という内容の電話とメールが、毎日 600 件ぐらいあったそうです。横浜市学校給食の納入に関して水産物に限って言いますと、震災前は「中国産のものは使わないでください。なるべく国産を使ってください」でした。ところが、この震災を境にして突然、「国産品は使わないでください。中国産は大丈夫です」と、ガラリと 180 度変わりました。現在も横浜市は、全ての物資の放射能検査を実施しています。これは、今月 3 日に使ったものです。水産物ではありませんが、油揚げ、こんにゃく、切り昆布、大豆、こういったものです。4 日は小麦粉、14 日はつみれです。こういった全ての物資で、放射能検査を実施しています。その対象は全て国産品です。外国産の食材は、検査をしないということになっています。

震災直後からずっと、国産品は一切駄目と言っていたのですけれども、平成 25 年 8 月 1 日付で、給食会から「学校給食食材の今後の調達について」という文書が出されました。これには、「今後の調達にあたっては、事前の原料産地の指定はいたしませんので、国が公表している各地の放射性セシウムの検査結果によって、過去 1 年間、食品衛生法に定める基準値（100 ベクレル/kg）を超える放射性セシウムが検出されていない原料産地であることを確認のうえ、調達をお願いします。なお、横浜市が行う学校給食食材事前検査で、検出下限値（3 ベクレル/kg）を超える放射性セシウムが検出された場合、基準値を超えていなければ安全基準を満たしているため、原則として使用しますが、次回以降の調達については、原料産地を変更するなどの対応をお願いすることがあります。ただし、過去 1 年間の検査結果によると、水産物については、高い数値が検出されている事例があるため、学校給食の特性や子どもへの配慮から、規格書の原料産地をあらかじめ見直す場合がありますのでご注意下さい。」と書いてあります。我々納入業者としては、どこのものを使ったらいいのでしょうか。国産、特に岩手県、宮城県、福島県のは、実際には使えないです。

例えば横浜の場合、サバの味噌煮の献立が発表されると、物資選定に参加する納入業者は、原料のサバは、いつどこで獲れたのかを規格書に記入し、さらに漁獲証明書を提出しなければなりません。そうすると、個人的に「復興支援に協力したい。それでは、岩手産のサバを

使おうか」と思っても、これを読んでしまうと、書類審査で落とされてしまうのではないかと思います。なかなか使えません。ノルウェー産など外国産は検査しないので、書類審査はすんなり通ります。現状はそういうところなんです。ここにもありましたけれども、この25年8月以前は、横浜はセシウム3ベクレルが基準値で、それ以上は違反でした。例えばサバ切身を20万食作りました。事前検査で4ベクレル検出されると、その切身は一切使いません。我々は作った分の代金は一切もらえないということです。もし、その切身を転売しようとしても、「学校給食の放射能検査で基準を超えてしまいました。国の基準以下なので、食べても安心です。」という切身を買ってくれる業者はいるのでしょうか。

川崎市の学校給食でも検査をしていますが、川崎はもっとすごいです。川崎市では、学校給食物資の入札参加に際し、見積り物資全てについて、「生産地（都道府県別）、加工品は原材料、収穫した年月、放射能検査表（セシウム）」。魚介類については、「漁獲した場所、年月、水揚げした漁港名」、「物資全部、産地証明、収穫年月、放射能検査表」を提出しなければなりません。昨年の秋に、さつま揚げの入札に参加しようと思いました。女川の有名な練り製品のメーカーさんで、すり身も作られています。そのすり身を原料にしてさつま揚げを作ってもらおうとしました。入札参加に際し、原料すり身の商品規格書、放射能検査書等を提出しました。ここに、女川のメーカーさんのすり身の放射能分析結果というのがあります。ヨウ素不検出、セシウム不検出、カリウム不検出、こういう書類を提出しました。会社に戻ったら、川崎の学校給食会からすぐに電話がありました。「先ほどいただいた書類で、ヨウ素、セシウムが不検出になっていますけれども、当市の基準は1ベクレルです。ここに書いてある、この業者さんの検出限界値は4.94です。これは3.9かもしれないです。当市の基準は1ベクレルです。もし1ベクレルを超えたらどうするのですか？」と言われました。川崎市の現状です。ホームページにも載っています。これは昨年のものではありますが、川崎市のホームページです。これは9月20日、鶏肉、セシウム基準不検出、1.2ベクレル未満とあります。味噌、不検出、1ベクレル未満です。これを放射能の専門家の方が実際に見たらなんと言うのでしょうか。

また横浜に戻ります。横浜は去年、産地の指定を外すということになりました。去年、給食物資にイワシの切身がありました。入札参加のため、銚子産でも良いかと打診したところ、「銚子産だと書類選考で不利かもしれない」というニュアンスのことを言われました。先ほども言いましたけれども、岩手、宮城、福島産のものを使って学校給食に参加したいと思っても、現実はこの状況なのです。現状はなかなか厳しい状態です。短いですが、以上です。



福島漁業再建に向けての課題と展望

乾 政秀（株水士舎）

ご紹介いただきました乾です。

岩手、宮城の漁業・養殖業は、平均で約7割の回復だということでしたが、福島の場合は両県とは対照的です。3月の試験操業はまだ終わっていませんけれども、終わった時点から見ても、福島の試験操業の参加漁業者は震災前の2割にも満たない状況です。試験操業の生産量は、震災前の1%です。つまり、福島は決定的に遅れているということです。

3.11以降、1年3カ月、福島の漁業は全面的にストップしていました。2011年6月に、ようやく試験操業にこぎつけまして、現在まで1年9カ月を経過しております。これまでの試験操業の拡大の経過をご紹介するとともに、現在どういう状況にあるか、そして福島の漁業がどういう課題を抱えているかということをお話したいと思います。

まず、放射能の汚染レベルです。これは、福島県の水産試験場のホームページに全データが出ておりますので、それからまとめてきたものです。この棒グラフは1カ月のモニタリングの総検体数です。大体1年後ぐらいから、毎月600検体ぐらいを調べているということです。そのうち、政府の規制値の100ベクレル/kgを超えているものは赤の三角ですが、どんどん下がってきておりまして、現在は全検体数の1%程度になっています。一方、検出限界以下の検体の割合は、8割前後になってきているということです。

水産生物の放射能レベルは、確実に下がっていることは間違いのないわけですが、種によってかなり異なっています。イカとかタコのような頭足類、あるいはエビ、カニのような甲殻類といったものは、セシウムの濃度自体が元々少なく、事故後はかなり高い値が出ましたけれども、急速に低下しました。これは2013年9月から、最近の2月までの6カ月間で、100ベクレル/kgをオーバーしている魚を示しています。13種あります。これを見ていただくと、傾向がはっきりすると思いますけれども、メバルとかソイといった、いわゆる岩礁性の魚。それから、イシガレイ、ババガレイ、ヒラメ、ムシガレイといった海底に生息する底魚。それから、スズキとかクロダイのように、海域と汽水域とを往復しているような魚です。こういったものは、依然として100ベクレル/kgを超えるような数値が出ています。例えばシロメバルをみますと、この6カ月間で44検体調査しまして、うち19検体が100ベクレル/kg以上だったのです。つまり、100ベクレル/kgを超えているものが43%に及んでいるということです。一方、不検出の割合は11.4%です。ムラソイでは不検出がもうゼロですから、依然としてかなり汚染されていることが分かります。こういうことで、全般的に水産物の汚染

は低下しているが、まだまだ特定の種については継続しているということがわかります。

これは、福島県の漁業地区別の表です。試験操業に入ってから、どこの地区が試験操業をやったかということを示しています。今までに試験操業にこぎつけているのは、底曳網、沖タコ籠漁業、船曳網です。それから、シラウオの固定式刺網ですけれども、これは3月から開始予定でして、まだ実際には操業しておりません。一応、3月からやる見込みのものを入れまして、こういう状況になっています。地域によって、かなり差があるということがわかります。先行したのが原発の北部の地域です。相馬原釜地区でして、ここは2012年6月にスタートしております。南部は、13年の10月からです。去年の10月からスタートしたばかりということ。9月は、ちょうど陸上に保管してある東電のタンクから汚染水が漏れたりしました。本来は9月からやる予定だったのですけれども、実際にはできなくて10月からになったということです。このうち、松川浦、松川、あるいは原発の中心地である富熊、小浜というところは、全く行われておりません。どのぐらいの頻度でやっているかということについてです。沖合底曳網が中心ですけれども、大体週に1回のペースです。毎週水曜日やっている場合に、その日がしけになりますとやりませんので、実際は月に2~3日の頻度で試験操業が行われています。月に4日フルにやるというケースはありません。このあたりから増えてくるのは、北と南と両方でやっているということです。

参加している漁船数は、最初は9隻でした。その後21隻から、今多いときで37隻ぐらいに増えています。漁船数は、確実に増えてきているということです。それから、沖タコ籠漁業は7~8月の操業です。一昨年は11隻でしたけれども、昨年は19隻まで参加者は増えてきています。船曳網も、20隻前後でしたけれども、今は30隻ぐらいになって、この3月からは恐らく80隻ぐらいに増えるということです。段階的に拡大してきているのは間違いありません。

それから漁場ですけれども、最初はこの海域だけでやっていました。ここは水深150m線ですけれども、1から5へとどんどん拡大してきたということです。2013年12月25日からは、水深135mのところまで上げており、漁場はこの間確実に上げてきました。ただ、浅いところはほとんど対応していないということです。浅いところは、これは表層にいるコウナゴやシラスを獲る船曳網の漁場ですけれども、原発から20キロ圏内はもちろん全く手が付いていません。その外でやっているわけです。ここの沿岸域にはたくさんの漁業種類がありますけれども、そういったもののうちのごく一部の漁業で試験操業が営まれているにすぎません。

それから、対象魚種です。これも、獲っていい魚種を決めております。基本的に放射能が過去に検出されなかった、あるいは半年ぐらいずっと不検出であるというものを中心に、選んできたわけです。最初は、頭足類と貝類でした。ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイという3種類しか獲っていなかったのです。それから、モニタリング結果を見ながら徐々に拡大してまいりまして、現在は33種です。逆にいうと、33種しか獲っていないということです。赤いものは、政府が指定した100ベクレル/kg以上出たものですが、その後のモニタリングの結果減ってきているので現在は獲っております。試験操業で漁獲した魚は、漁獲

後ただちに放射能を全てチェックします。残念ながら2月末の試験操業で、ユメカサゴという魚が100ベクレル/kgを超えていましたので、このユメカサゴは再び禁止するということになり、現時点で32種が漁獲対象です。そのように、試験操業は漁場を拡大し、対象種を段階的に増やし、対象とする漁業種類、参加者も増えていますが、まだまだ本格操業からは遠い状況だということです。

これは2008年の漁業センサスで福島県の漁業種類別の、「主として営んだ経営体数」、それから「営んだ経営体数」を書いてあります。今のところ、ほぼ再開されたというのは、沖合底曳網だけです。船曳網は、これは3月、4月とコウナゴを獲りはじめますと、おおむね再開されたということになります。残りの漁業は全然見通しが立っていないということです。小型底曳の場合も10トン未満の船は、今の漁場では遠すぎるので全く操業できませんので、今の段階では見通しが立っておりません。それから、カレイ類を中心にたくさん刺網で獲れるのですが、現在のところはイシカワシラウオしか獲れないという状況です。その他の漁業もいろいろなものがあるのですが、沖タコ籠しか獲れていません。それから、松川浦を中心にやっていたヒトエグサ（いわゆる青海苔）の養殖ですが、これも全く見通しが立っていません。松川浦はアサリの産地でも有名ですが、ここも見通しが立っていない状況です。

これが試験操業の対象種です。福島県というのは実に素晴らしい県で、漁獲統計をきちんと水産試験場が把握しています。これは、震災前の2010年12月までのデータを累計したものです。今、試験操業の対象種になっているもので、震災以前には約1万トン獲っていました。全体の漁獲の約4割が、この試験操業の対象種になっているわけです。それから、出荷制限です。政府が出荷制限をしている魚種は40種類あるわけです。その統計に取られているものを見ますと、全く獲ってはいけない魚が46.5%あります。それから、出荷規制はされていない一方、試験操業の対象にもなっていない魚種というのは約10%あります。こういう構成のなかで、今やられているということです。要は、福島海に生息している魚のうち4割しか、今のところ獲ろうとしても獲れないということです。あとは、網に入ったら全部廃棄しなければいけません。あるいは、リリースしなければいけないということになっています。

これは、漁業地区別の漁船数です。福島県の場合には、許可が点数制になっていて、特定の漁業者がいっぱい獲れるようにはしていないのです。漁船ごとに漁業種類が決まっているのですが、各地区別に震災前の漁船数がここにあります。トータルで730ありました。そのうち、試験操業に参加する船は137です。これは、3月から実施される予定のイシカワシラウオの固定式刺網の分も含めています。つまり、これからやるものを含めても、震災前にあった漁船経営体の18.8%しか参加しないという状況になっているということです。

これは、震災前の2010年の漁業種類別の漁獲量です。福島県には巻網やサンマ棒受網など、福島沖とは直接関係ない海域で獲っている船もあるので、それは全部除いています。除くと2万5,000トンで、震災前は約90億円の生産額だったのです。2013年に試験操業で獲った魚を全部合わせてみると、全体の1.6%です。試験操業で獲ったものは、震災前に獲っていた魚の1.6%にしかならないということです。沖タコ籠だけは、結構頻繁に獲って

いたので 10%になっています。船曳網にしろ、底曳網にしろ、2%もいっていないという状況です。全体的に見るとそういうことなのですが、最も悲惨なのは、東電の第一原発から 20km の範囲です。

これは、今の政府の指定している避難指示区域の区分を示したものです。そのなかで、請戸支所というのは最大の漁業基地です。ここは、避難指示解除準備区域になっておりまして、一応 4 時頃までは中に入ることができます。富熊支所は、まさに東電のすぐ近くにあるところです。富熊の漁港も解除準備区域になっているので、一応入ることはできます。この 2 つの地区、特に請戸は正組合員が 150 人近くいました。家は、7 軒を残して全部流されました。放射能汚染で立入を制限され、組合員は全員外に出てしまっています。去年の時点で、県外に住んでいる人が 1/3、浜通りにいる人が 1/3、中通りが 1/3 という割合でした。最近、徐々に南相馬のほうに戻ってきていると言われています。

請戸支所の漁船の再建状況についてお話しします。現在船を再建する見込みがあるのは 25 隻です。震災以前は 94 隻ありました。被災を免れたのが 8 隻、修理した船が 3 隻、新造船が 4 隻、共同漁船事業でやる完成予定が 2 隻、今建造の手続きをしている船が 7 隻、申請中が 1 隻で 25 隻です。このうち 10 隻が試験操業に入ろうとしています。南相馬市の鹿島区に、真野川漁港というのがあります。真野川というのは川ですけど、ここは、震災後は地盤沈下していてメチャクチャになっていたのです。幸い復旧が急がれまして、嵩上げをしました。船を置く場所がないので、こちら側に請戸の船、反対側に鹿島の船が泊まっています。係留施設は、一応できたという状況で、船はここに係留して操業しています。

漁船を再建した人はどういう人なのかをみたのがこの表です。5~9.99 トンのクラスのうち、被災前に 23 隻あって、再建したのが 13 隻で、56.5%の再建率です。ところが、3~4.99 トンだと 18.03%に減り、1~2.99 トンの階層ですとゼロです。進水年別に見てみますと、平成年代に進水したのは 52.2%、昭和 60 年~平成元年までが 30%、59 年以前は 7.3%ということです。最近大きな船を造っている人、つまりやる気のある人は、かなりやり始めたということが言えると思います。

再開に向けての課題ですけれども、最大のネックは汚染水の処理です。漁業にとってはいわば爆弾を抱えているようなものなのです。緊急で汚染水のタンクを造っています。毎日 500 トンぐらい水が増えていきますから、1,000 トンタンクを 2 日に 1 個のペースでつくってききましたから、まさに泥縄式で造っているわけなのです。そういう状態ですから、今までも漏れているのは普通、当たり前としか考えられないわけです。ですから、この汚染水の処理を徹底しないと、また大きな汚染水事故が起こりかねません。あるいは、海への汚染が出てきます。もっと大規模なものが出てくる可能性も将来的にあるわけなので、絶対に漏れないように徹底するということが必要です。

水を増やさないという点では、汚染されていないことを確認して、地下水をバイパスで流してしまうということです。もう 1 つは、今のような仮設のタンクでは駄目なのです。例えば、石油の備蓄基地のタンクは、20 万トンぐらいの大きいものです。油でも漏れたら大変なことになりますから、万全な対策がとられています。こうしたタンクを作ればいいのですが、

いっこうに作ろうとしないのは少し不思議です。この泥縄的対応から一刻も早く脱しないと、将来何が起こるか分かりません。3 つ目は、トリチウムの問題です。汚染水の放射性核種は一応ALPS（多核種除去設備）という機械でとれることになってはいますが、トリチウムだけはとれません。このトリチウムをどうするかという問題があります。

2 番目は、先ほど言いましたように、いまだ磯魚や底魚を中心に汚染されている魚が多いということです。時々とんでもない値が出ます。これは発電所の構内に魚が出入りしているからです。特にあそこは、砂浜のところに魚礁があるみたいなものですから。私は 30 年前に一度、あの発電所の中に入ったことがあります。取水口に鮎の稚魚がいっぱい入っていたのを目撃しています。元々そういうところなのです。ですから、磯魚などがあそこに入って汚染されます。構内は明らかに汚染されています。東電のデータを見ても、時々海水中の放射性セシウムは数ベクレル程度検出されることがあります。ですから、発電所の構内近くに魚を近づけては駄目なのです。駆除を徹底するというのです。水俣の場合は全部埋め立てましたから、発電所の構内のところは、浄化などしたら水が巻き上がって大変なことになりますから、全部埋めてしまいます。廃炉処理に必要な港湾は、別途隣に新しく造るというぐらいのことをしないと、いつまで経っても汚染魚は出てきます。そして出てくるたびに新聞で騒がれます。そうすると風評被害につながるということがありますから、汚染源の発生を徹底的に防止するという対策を政府がとる必要があります。

それから、魚は流通しないことにはどうしようもないわけです。従って、仲買の役割は非常に重要です。ところが、漁業者に対しては補償が徹底していますけれども、仲買人は今非常に厳しい状況です。試験操業の利益はほとんど仲買人にいっていますが、わずかな試験操業では、それをもらっても、もう生活ができないぐらいの状況になってきています。ですから、これを食い止めていかないといけないわけですが、そのためには試験操業の頻度を上げて仲買人の収入を増やすことです。そうしないと消費地市場との人的関係も崩れてしまいます。仲買人と市場との関係が一度崩れてしまうと、それを元に戻すのに大変なことになります。

それから、市場機能の復旧と集約化ということが必要になってきます。もう 1 つは、消費者との直接対話です。試験操業で獲っている魚を直接売って、不信感を払拭するような新たな対策も打っていくべきです。

最後に指摘しておきたい課題は、漁業者の救済です。今言いましたように、参加できるのは 2 割ぐらいしかいません。あとの 8 割は、いまだ何ら見通しが立っていないわけです。そういう人たちをどうするのだということが課題です。1 つは、新しく稼働した船に雇用してもらおうことの雇用を支援するというのです。あるいは、漁場利用の弾力的な調整とか、漁法転換とか協業化、技術支援や財政支援というものが必要になってくると思います。

この写真は請戸の漁港です。ここに出ているのが東電の煙突です。もう壊れたまま、3 年間まるっきりそのままです。これは漁協の建物です。もう 3 年間何も変わっていないということです。これが請戸の現実です。船はいっぱい落っこちています。30 隻は下りません。なかには使えそうな船もあって、こういうところに土嚢などで倒れないように止めています。

エンジン関係は使用できるか分かりませんが、船体はかなり使えそうなものもかなり残っています。とにかく、この20キロ圏内の漁業地区は、3年間何も変わっていなかったということです。それだけ、ここで漁業をしていた組合員の方は大変な状況に陥っているということを訴えたいと思います。

最後に一言、この原発事故と漁業被害から、人類は何を学ぶべきか、ということです。この原発事故というのは、グローバル化した大量消費の社会、際限のない経済成長、そのことが結果的に環境破壊に結びつき、放射能汚染という破壊になったわけです。エネルギーは、成長を続けている限り恐らく増え続けます。化石燃料を燃やせば二酸化炭素が出てきます。原発に依存をすれば放射性廃棄物が出てきます。ダムで電気を作るには限界があります。ソフトエネルギーも限界です。つまり、成長を前提とした社会が果たしてこれでいいのか、これから続けていくのかということ、今この原発事故は我々に問うているのではないかと思います。そして、一方漁業を見ると、漁業は太陽のエネルギーで、光合成したものに基礎生産が規定されています。これは、延々に発展する産業ではないわけです。漁業には、必ず限度があるわけです。そして、その生態系サービスを楽しむ産業ですし、有限かつ持続的な生産が可能な産業なわけです。まさに脱成長型の産業がこの漁業なわけです。福島原発の事故は、まさに成長社会と脱成長社会の対立の象徴といえます。漁業は斜陽産業といわれ、一周遅れの産業かもしれないけれども、我々は今まさに、脱成長産業としてのこの漁業が果たしてきたことを見直す、そういう局面に今立っているのではないかと思います。以上です。

本格操業にはほど遠い(1) 対象漁業

大型漁船を中心に復旧、4トン未満の小型漁船は見通し不透明。松川浦も再開の見通し暗い。

区分	漁業種類	経営体数(2008)		備考	区分	業種種類	経営体数(2008)		備考
		主として	兼んだ				主として	兼んだ	
漁業	沖合底曳網	39	3	3月経済再開	シマメ	0	2	×	
	沖合底曳網	81	124	4月休業再開見通し不透明	その他魚類	0	11	×	
	船曳網	163	242	130網を再開	若毛魚	3	4	×	
	その他の刺網	175	308	20イカリ網のみ	その他魚類	0	1	×	
	沖法定置網	4	10	×	その他水産動物	0	1	×	
	その他の延縄	16	39	×	コンブ	1	1	×	
	延縄釣	3	11	×	ク	69	69	×	
	その他の釣り	48	139	×					
	漁光網漁業	21	41	5月休業再開予定(船のみ)					
	採貝・採藻	25	118	×					
	その他の漁業	79	230	11沖法定置網のみ					

本格操業にはほど遠い(2) 対象魚種

魚種名	試験操業対象種		出所制限対象種		試験操業未決定種	
	2010年漁獲量(トン)	備考	2010年漁獲量(トン)	備考	2010年漁獲量(トン)	備考
シラス	2,183.8		イカダコ(20トン)	6,987.8	ツメダイ	844.4
イカリ(イカリ)	1,892.3		マダマ	1,309.8	ウツケイソウ	552.2
オナモミ	1,750.7		マガレイ	1,024.1	サケ	493.5
目アサギ	788.0		ヒラメ	770.6	その他水産動物	178.0
イカリ	694.4		マアサギ	505.8	マダマ	144.5
その他魚類	488.8	2009年6月以降、再開予定	ツメダイ	283.9	サバ	107.3
シラソウ	393.5		ハイイロレイ	243.7	サクラ	92.8
ヒメアサギ	283.8		ハイイロイサナ	241.0	サリ	84.2
ウリ	277.8		ヒレレイ	203.8	ヒラツグサ	53.9
ムルシ	265.1		ムス	193.4	カサガシ	49.4
白モシ	263.5		アサギ	110.6	ツメダイ	48.4
アジ	201.3		ニホ	104.2	その他魚類	27.8
ムサシ	183.8		シメジ	84.8	ウツケイソウ	24.8
シメジ	157.7		メヒケレイ	67.0	ヒラメ	20.1
シメジ	157.7		ツメダイ	78.8	シラソウ	25.5
シメジ	108.4		シラソウ	55.7	その他魚類	3.5
シメジ	87.3		シメジ	36.1	ウツケイソウ	2.1
シメジ	81.3		シメジ	29.2	その他魚類	1.7
シメジ	58.5		ツメダイ	18.4	シラソウ	0.8
シメジ	38.2		その他魚類	11.2	シラソウ	0.5
シメジ	24.8		その他魚類	5.0	シラソウ	0.1
シメジ	12.0		ウツケイソウ	4.5	アジ	0.0
シメジ	10.5		ツメダイ	3.2	その他魚類	0.0
シメジ	9.0		シメジ	3.0		
小計	10,871.8		小計	11,884.2	小計	2,484.8
割合(%)	41.8		割合(%)	45.6	割合(%)	10.0
その他魚類	397.9	イカリ、アサギ、ヒラメ、シラソウ、マダマ	その他魚類	397.9	イカリ、ヒラメ、アサギ、マダマ、シラソウ	

本格操業にはほど遠い(3) 参加漁船数(3月からの予定を含む)

地区名	支所名	漁船数						A/B
		震災前(A)	試験操業					
			底曳網	沖法定置	船曳網	シラメ刺網	合計(B)	
いわき地区	勿来	46	0	0	9	0	9	19.6
	小浜	30	0	0	0	0	0	0.0
	(小名浜)	26	2	0	5	0	7	26.9
	江名町	125	0	0	8	0	8	6.4
	豊間	53	0	0	2	0	2	3.8
	沼之内	28	2	0	4	0	6	21.4
	四倉	29	2	0	5	0	7	24.1
	久之浜	88	8	0	12	12	32	46.4
	小計	406	14	0	45	12	71	17.5
	相模地区	高麗	13	0	0	0	0	0
	諸戸	84	0	0	10	0	10	10.6
	鹿島	47	0	0	7	2	9	19.1
	磯部	85	0	0	7	0	7	10.8
	相馬原釜	231	23	19	43	0	85	36.5
	松川	107	0	0	0	0	0	0.0
	松川浦	125	0	0	0	0	0	0.0
	新地	46	0	0	18	8	26	56.5
小計	720	23	19	85	10	137	18.8	

本格操業にはほど遠い(4) 漁獲量

漁業種類	震災前(2010年)A		試験操業(2013年)B		A/B
	生産量(kg)	生産量(千円)	生産量(kg)	備考	
船曳網	10,623,245	2,162,708	135,650		1.3
沖合底曳網	8,184,796	3,251,071			1.8
小型底曳網	1,388,465	465,304	176,465		
固定式刺網	2,718,882	1,511,277	0	イカリ網対象に3月から予定	
かこ、どろ、つば	940,150	362,413	101,198	沖法定置のみ	10.8
貝類	667,234	197,125	0		
延縄	231,839	82,203	0		
沿岸延縄	135,634	123,069	0		
沿岸流し網	134,189	74,142	0		
採貝・採藻	62,785	305,523	0		
その他一本釣り	49,883	75,504	0		
その他	35,657	28,736	0		
曳釣り	22,080	21,289	0		
沖法定置網	1,665	599	0		
イカリ	1,204	630	0		
合計	25,197,708	8,661,593	413,301		1.6

請戸支所の漁船再建の現状

区分	隻数	試験操業船	
被災を免れた漁船	8	4	
修理した漁船	3	2	
新造された漁船	4	4	
3月までに完成予定の漁船	7	7	
検査に要する漁船	1	-	
申請中の漁船	1	-	
合計	25	10	
震災前の総保有漁船数	隻数	再建隻数	再建率(%)
<1トン	2	0	0
1.00~2.99トン	9	0	0
3.00~4.99トン	60	11	18.3
5.00~9.99トン	23	13	56.5
合計	94	24	25.5
漁年年代	隻数	再建隻数	再建率(%)
昭和59年以前	41	3	7.3
昭和60年から平成元年	30	9	30.0
平成年代	23	12	52.2
合計	94	24	25.5



平成26年2月28日撮影
真野川漁港(南相馬市鹿島区)に集結している請戸支所の漁船

福島県の漁業再開の課題と対策

課題	対策
汚染水処理の徹底	地下水のバイパス処理(原子炉に触れる水量を減らす) 本格的貯水タンクの建設(泥縄的対応からの脱却) トリチウム放出の説明と合意形成(放射性核種の分離)
汚染魚の発生防止	発電所構内に出入りする海生生物排除の徹底 港湾の埋立(放射能の封じ込め/水俣の例)と新港湾の建設 試験操業頻度の向上(収入の確保と消費地市場の人的関係維持)
仲買人の確保と産地流通加工体制の堅持	産地市場機能の早期復旧と集約化 産直などを通じての消費者との直接対話により不信感の払しょく
取り残される漁業者の救済(漁業生産構造の転換)	新規稼働漁船への積極雇用の支援 漁場利用の弾力的な調整 漁法転換と協業化対策、技術及び財政支援

乾報告へのコメント 1

二平 章（茨城大学）



皆さんこんにちは。二平です。10分間という時間のなかで、私が今、感じていることをお話ししたいと思います。

私は茨城に住んでいるものですから、幼稚園や保育園、商工会議所、漁業者の方々に呼ばれて、魚の放射能汚染問題について話をしています。消費者の方との接点のなかで、感じていることをお話しします。

まず、福島の事故後の対応と茨城の対応の決定的違いについてです。福島は非常に高いレベルの放射能が出たということもあって、県漁連は全面的な操業停止、出荷停止という選択をしました。一切魚は獲らない、売らないということで、それはそれで非常にクリアに対応ができたのです。しかし、茨城の漁協は最初から早期の操業再開、出荷希望をしたということがありました。県は、当初は慎重姿勢でいきなさいというようなことだったのですが、漁協はきちんと値を測って、それで出荷できれば出荷するという方向でした。コウナゴから当初、非常に高い値のヨウ素が出たのも、漁協の自主的な測定からでした。その後も、基本的には測定をしながら、出荷できるものは出荷するという対応が茨城の採った対応です。そういう点では、操業して獲った魚は、風評被害とか実際の被害のなかで本当に売れていくのかどうかということ、茨城の場合は経験を踏みながら進んでいったという特徴があります。福島は、これから販売活動に力を入れていくことになりましたが、1つの参考になるかわかりませんが、そういう意味では、風評に抗しながら販路拡大をしていったという点が、茨城の特徴だったと思います。操業に当たっては、県と漁協の組合長が集まって、操業海域を県北・県中・県南の3地区に分けました。それから、国の基準よりも厳しい50ベクレルという自主基準を作って、再開をするというような方向でいきました。50ベクレル問題についても、組合長だけで決めたのではないかとということで、現場の漁業者には反対がありました。私は、それで良かったと評価をしているのですが、現場ではだいぶ混乱をしました。それから、小型底曳については、36度38分以南を操業して、北は操業していません。ただ、小型底曳のその後の状況は、まずヤリイカが好漁で、銚子漁港に水揚げして結構な水揚金額をあげています。小型底曳の方々は、ヤリイカに助けられながら、困難のなかでやっていったということです。巻網は、規制ラインを順次北に上げながら、今は福島県境まで拡大して、これも増加傾向のサバやイワシを獲っている状況です。5トンの小型船も、日立から以南の中部・南部地区については、シラス、刺し網、底曳は再開をしています。いろいろありましたけれども、とにかく操業をしていくという方針でした。ただ、北部については、やはり福島県境に近いということもあって、現実的にはシラスも再開したけれども、なかなか出づらいという状況が続いています。刺し網なども、やってもいいのですが自粛傾向にあるということが実態です。それはいたしかたないと思いますが、やはり中部・南部とは

違った様相を呈しているということです。

中部・南部では、漁業者の奥さん方から話を聞きました。普通は、仲買と漁業者は、買い取り価格が安いとかで喧嘩をしていたのが実態です。操業再開に当たっては、流通業者が一所懸命に販路を作ってくれて売ってくれたそうです。500 ベクレルの規制があったときにも、販路拡大に、漁業者からは仲買に感謝をするという言葉も聞こえました。

次に、風評問題に関してです。ともかくこの事故があつてから、週刊誌、マスコミというのは不安論調を言っていれば売れるというようなことがありました。私もいろいろと買い込んで読みましたけれども、根拠らしい根拠はなしに、不安をあおるという論調がずいぶん続きました。水産のなかの学者と称されるような人までも、かなり不安をあおるような話が出たということがありました。そういう点でも、茨城で魚を売るという側の立場からすると、やはり影響があつたというのは事実でした。ただ、500 ベクレルのときでも、販売がある程度は回復してきていました。もう1度100 ベクレルの規制強化するときに、もう1回新聞論調でベクレル論争というのが出ました。それで、やはり販売影響がありました。それから、それがまた落ち着きを取り戻して、やっと100 ベクレル、50 ベクレルということで現場は落ち着いてきたところで、先ほどの話があつたように汚染水問題で何トンも漏れ出すとか、地下水が何万ベクレルとかという話が出ました。それがポンポン新聞報道に載るということが、ともかく販売流通の困難を引き起こすということの繰り返しになっているという状況が、今もあるということです。やはり先ほどあつたように、今後は地下水の放流問題に漁協は同意するという方向で、漁連の会長さんのコメントが載っていました。それから、先ほどのトリチウムを含んだ処理水の放流問題というのが、これが実際に大きな問題になってくるだろうと思います。影響があるなしに関わらず、ともかく流通のところでは、もう1回影響が出てくるだろうと思います。ここに関しては、本当にあそこの沿岸から放流するのかどうかということも含めて、やはりもう1回考えないといけないのではないのでしょうか。こんなことはあまり言うべき問題ではないのかもしれないけど、もし安心だとしても、やはり沿岸のところで流すのはいいのかどうかということです。安心ならば、もっと沖へ持って行って流したほうがいいのではないかというふうに思います。タンカーに乗せて、拡散しやすいような方向へ流すほうがいいのではないかと思ったりもします。

いろいろな講習会などに呼ばれるのですが、「消費者の3様」ということを感じています。すなわち、消費者にも3タイプがあります。安心・無関心派、「まあ大丈夫だよ」ということで、全然心配しない人は確かにいます。それから、よく話を聞いてくれて、理解して納得をして、こういうことなら大丈夫だ、自分も7,000ベクレルぐらい持っているんだということまで分かってくれていれば、100ベクレルとか50ベクレル問題というのはどういう問題なのかということ、理解をしていただける方もいます。タバコを吸ったりお酒を飲んだりするほうが、よほどガンの確率が高いのだというようなことまで言います。そういうようなことも含めて、納得し理解していただきます。ただ、やはり絶対不安派という方がいます。うちの奥さんもこちらです。「お父さんの言うことは信用できない」と言われます。そういう女性は多いです。ともかく、10ベクレル以下で、2ベクレルでも駄目だという方はいます。

高知で揚がったカツオに2ベクレルぐらい含まれていたということが、高知新聞で大騒ぎされたことがあったのです。僕が高知に行ったときに、「何を言っているんですか」と言ったのですが、そういうところもあります。福島、茨城から離れば離れるほど、そういう感覚は強いという部分はあるだろうと思います。受講生のなかで、「カツオもサンマもイワシも、私は絶対に食べません」という奥さんもいました。「缶詰だけ食べています」とか言っていました。よく話しましたが、「そうなんですか」と言っていました。そういう人が結構いるということです。特に、女性には多いということは、これはまた事実なのです。福島の魚が販売ルートに乗っていく場合には、やはり大変困難な問題が生じる覚悟はあるだろうと思います。

また、汚染水問題は、陸上で漏れたという話と、地下水の中にすごく高いベクレルが出ているという問題と、海と魚が汚れている、どの程度汚れているかというのは別問題だということです。海に高い値が出ているということが、今決して起こっているわけではないということも含めてよく話さないで、一般の方々には漏れたというだけで、また海の中にジャージャー垂れ流しされているようなことが起こっていると考えたりもされます。そのあたりは、もっときちんと話をしていかなければいけないということです。それから、質問をよくされるのですが、やはりプルトニウムとかストロンチウムの問題です。これに対するきちんとした回答というのは、今、水産庁のサイトで出している程度でいいかどうかということです。これについては水産サイドで、不安が無いならば無いという、もっときちんとした説明を出していく必要があるだろうと思います。

あとは、厚生労働省の基準は、ものすごく厳しい基準で作られているということに対する理解もあまりされていません。そのあたりも、やはり理解をしていただくほうがいいのではないかと思います。

最後に、消費者の方といろいろ話してみると、やはり不信感があるのです。政府、県、それから学者がどんなことを言っても、どうも信用できないというのが根っこにあります。漁協さんも本当に信頼されているかということも含めて、もう1回考える必要があるのではないのでしょうか。「漁協さんは魚を売りたいから、安心ですよと言っているんじゃないの」という声は、やはりあるのです。ですから、こういうものにどう答えていくかです。国とか県が信用されないのは、昔からですからいいのです。漁協さんは、やはり消費者の立場と販売者の立場の両面を持っています。消費者の立場から、安心の立場に私たちは立って、皆さんに魚を買ってもらいたいのです、という意味のアプローチやPRというか、自分たちの立場をもっとはっきりと言っていく必要があるだろうと思います。それが消費者を動かすのではないのでしょうか。

もう1つは、もう少し消費者の視点を持った、厳しい目を持った方々を入れた、こういう問題に対する委員会なり審議会なりの組織作りです。国とか県のレベルで作るのではなく自主的なレベルで作って、原子力に対して批判的な人も含めるような、消費者の方でさっきの絶対不安派の方も含めるようなかたちでの委員会みたいなものを作って、そこから本当にどうなのかという見解を出していただくというようなことが、最終的には不安派の人たちも少しは安心するような方向へ向けるのではないかと感じたりもしています。以上です。

乾報告へのコメント 2

片山 知史（東北大学）



片山です。ずっともう4時以降でお疲れのところだと思うのですが、最後ですのでちょっとだけ我慢していただきたいと思います。福島の漁業について、私からいくつか問題提起をして総合討論につなげていければと思っています。これまでお話があったように、セシウムの状態というのは、海水中からはほとんど検出されていなくて、底に溜まっている、砂泥に混ざり込んでいる状況です。しかも、浅いところということです。先ほど、乾さんから紹介があったように、試験操業を135～150mで限定的にやっているということは妥当だと思います。

二平さんからもコメントがありました、消費者の意識、風評被害についてです。だいぶ状況は変わってきたとは言いつつ、被災地から離れれば離れるほど、やはりまだ拒絶・排除感が強いです。今日、横浜の給食の話で、それぐらい厳しいのかと改めて驚いた次第です。もちろん、西日本の市場からの締め出しは、非常に厳しいものがあります。全然検出されないワカメなども、今年も在庫が溜まって値段が下がっている状況で、被災地の養殖業者も非常に嘆いているところでもあります。そういう状況を見ると、今後の福島の漁業についてのイメージですが、恐らくたぶんこれから5年ぐらいは、刺網、小型底曳網、貝桁網、籠などは、本格操業は無理なのではないかと思います。そういうことを想定しながら、では、どういう地区でどういう漁業というように、計画、プランを立てていかなければいけないということを、まずひとつ言っておきたいと思います。現状に対して、多くなりますけれども、7つほど簡単に問題意識を申し上げたいと思います。

1つ目は、漁業者は現在、補償に身を任せている状況です。仲買は補償がないということで別ですけれども、この状態でいいのかという問題です。

2つ目は、将来設計図がないままに、汚染地下水問題や風評被害に対応を迫られている点です。状況としては、試験操業を少しずつ拡大しながら、ということです。これは、なんとなくプランがないままに、場当たりのだと思います。

3つ目は、獲っている話ばかりありましたけど、流通加工のところが全く空白です。獲って出すだけという状況です。

4つ目は、再開の意思です。乾さんから数字が出されていましたが、やはりまだというか、残りの過半数の方々は、時間経過とともにどんどん再開の意思は減ってくるはずで、それは漁業という面だけではなく、漁村の担い手の不在という状況をもたらしています。

5つ目は原発の問題です。原発の廃炉までのロードマップというか、時間スケールが誰も持てません。だから、どれぐらい我慢して、次の世代に継がせるかどうか、それもイメージができないということです。

6つ目は、福島だけに限ったことではないのですが、県の間、地域、漁協の間、漁

業者間の格差拡大です。これはもう、ほとんど 50 か 60 という差ではなくて、0 か 100 かというような格差の拡大です。

最後の 7 つ目ですが、水俣の教訓が生かされているのかどうかということです。モニタリングの仕方、また補償、賠償の仕方、産業としての担保の仕方、水俣の沿岸漁業の再建のさせ方について、今一度私たちは検証して生かしていくべきではないかと思います。問題意識としてはそういうことです。

では、福島の漁業再建に向けて、どういうところが課題になるかというところを、大中小というように捉えたいと思います。まず、原発問題に関しては、大課題としては先ほど申し上げた廃炉までのロードマップです。また、地下水の新たな大規模な流出があった場合どうしたらいいのか、これが大課題です。中課題としては、風評被害への処方箋です。水産食品管理システムが、今のままでいいのかどうかということです。放射能問題、セシウム問題というのは、私たちは見て見ぬふりをしているのです。メチル水銀や PCB と、実は構造としては同じです。ここで本気で水産食品の管理システムを作らなければいけません。小課題としては、先ほどから話題として出ています、地下水のバイパスを認めるかどうかです。あと、トリチウムの放出を認めるかどうかです。これは、いろいろな意見があると思います。これは近々に、私たちはきちんと討議をして、国なり地域の意思を作らなければいけないと思っています。

漁業のほうの大課題としては、福島の浜通りについて、都市計画などをどうしていくのかということです。実はこれも、国民全体が議論を避けているところだと思っています。ある人は、心の中では、もうあそこはどうしようもないと思いつつも、帰還希望者がいます。浜通りに故郷を持っている人がいます。そのなかで、直接被害で亡くなった方よりも、関連死の方が 1,700 人ということで上回っている状況です。議論を避けながらも、そのなかで亡くなっていく方がどんどん増えていくということ、これが大きな課題だと思っています。中課題としては、乾さんからも提案がありましたけれども、漁業種転換や居住地換えです。また、漁場を超えた、県境を超えた、今までの枠組みから超えた操業というのを、誰がどういうふうに住組んでいくのかということが中課題です。小課題としては、試験操業から本格操業のタイミングだと思っています。そのなかで、最後に私から提案です。ここで、やはり福島県の漁業の青写真というか、中長期的な漁業プランが実は無いのではないかと考えています。岩手、福島、茨城とは違ったプランがたぶん必要なのだろうということです。最初に馬場さんからあったように、漁業を語るときは、とにかく「福島はちょっと特別なんですけど」と付くわけです。福島漁業について正面から議論ができていません。漁業拠点、相馬といわきだけでいいのかということもあります。拠点形成、産地流通の形成です。そして漁場の調整です。そういった問題意識がありますということで、総合討論に向けての問題提起といたしたいと思っています。以上です。

総合討論

片山（座長）：

震災から3年ということで、セッションの1つ目では、生産体系、漁業、漁協また協業化も含めて、生産システムの問題について議論がありました。そして、セッションの2つ目では、流通加工、産地流通の課題について、見落としていたところがずいぶんあると思いました。そして、3つ目は福島の問題ということです。どうでしょう。私が最後、特別な県だというように言いましたけれども、1、2と3というのは、実は少し異質な感じがします。何が異質かという、福島の場合は、ではこういうふう、こういう中長期的な姿、ここに向けてこうやっていこう、それさえもない状況です。でも、岩手、宮城、茨城は、皆さんいろいろなイメージを何か持っていて、こうした方向性でこういう整備が必要だ、こういう政策が必要だ、こういうまちづくりが必要だというような議論をしていたと思います。ということで、この総合討論では、2つの柱について議論を進めたいと思います。1つ目は、漁村や産地流通をこれから戻していくプランの問題です。そして2つ目の柱は、福島を中心とした問題というように進めていきたいと思っています。

1つ目のほうですけれども、7割復旧というような数字が出ています。魚だけ見てみると、確かに7割かもしれないけれども、漁村を見てみるとまだ何もないわけです。この7割というものと、漁港とかバックヤードの加工団地のところとか、居住の問題とか、そのギャップがあります。そのなかで、ではどこに向けていくのかということです。富田さんから、非常に重要な問題提起があったと思います。2011年当初、プランを立てる側の人には白いキャンバスを与えられました。そこに作っていったはずなのに、そういうふうになっていかないということです。だから、復興庁ではなくて復旧庁ではないかという指摘があります。一方、他の演者の方々は、元に戻そうと、復旧させるためのいろいろな課題を述べていたと思います。そのあたりの論点が示されたなかで、被災地のこれからの漁業、漁村プラン、このあたりについて演者に対する質問や、皆さんからの提案、ご意見をまずいただきたいと思います。いかがでしょうか。それ以外でも、それに関連するところでも結構です。1つ目の論点について、何かご意見がありますでしょうか。いきなり大きい問題から入ってしまいましたけれども、正面から漁業復興の問題をいろいろ取りあげるシンポジウムとしては、非常に貴重な場だと思います。普段思っておられることを、ドンとぶつけていただいていた方がいいと思います。富田さん、言い足りなかったところが最後少しあったと思うのですが、復旧・復興のバランスというか、そのあたりのところから、ちょっと口火を切っていただけますか。

富田：

今のお話のなかで、7割復旧というのは本当かというお話があったと思います。例えば具体例で言うと、小さな漁港は確かに原形復旧です。公共施設というのは、甚大な災害が起これば壊れたら、元に戻さなければいけないという法律があります。原形復旧、元に戻さなけ

ればいけないということで予算が付くわけです。確かに、漁港の基盤施設は原形復旧で元に戻ってきているという事実はあるわけです。それが7割です。ところが、一方で家を流されてしまって、水道や電気がなくなって、そこに人が住まなくなっています。人は高台に住むようになります。そうすると、最初に言いましたけれども、いわゆるマスタープランがないものだから、事業もちぐはぐなのです。つまり、人が住まなくなるから水道や電気がないような小さい漁港が生まれてきたりするわけです。大きい漁港などはまた別です。そうすると、例えば水揚げをしても、水道のない漁港で、ではどうやって衛生管理体制を維持し、出荷をするのだという議論が出ます。このような、電気をどうやってひいてくるのだという話は、実際に起こってきているという問題があります。ですから、7割復旧というのは、基盤整理が7割復旧に達しているということであって、機能整備という意味で言うと、まだまだということになるのではないかという気がしています。

片山：

ただ今の非常に具体的な問題提起に関連して、もっとこんな深刻な問題があるというご意見はありますか。今回の趣旨としては、私たちも研究会で議論していて、何か見逃しているところがあるのではないかという意識が非常にあります。こんな問題があるというようなご指摘はありませんか。

参加者 A：

震災復興の前の状況を考えると、沿岸漁業を含めて国内の漁業をいかに構造改革していくべきかを議論していたと思います。例えば、経営悪化も背景とした漁協統合や集出荷拠点の統廃合問題であるとか、需要側に視点を向けた産地市場のあり方であるとか、限界集落も含めて小さな漁村をどこまで残すべきかといった議論です。全漁連では漁協の経済機能強化を目指した漁協統合の取り組みを強化してきていましたが、一定のところで終わっている状況だと思います。そうした取り組みは、高齢化や資源変動、生産コスト上昇といった環境下で国内漁業の将来をどのような姿で描いていくかという議論と自ずとリンクするものであり、二つの議論が相まって将来の絵姿を描こうという機運が出てきつつあったと思います。そうした時に震災が起こってしまい、さらに原子力発電所の事故も重なってしまって、今日の混沌とした状況に陥ってしまった。私たちが、今ここで改めて確認しておくべきことは、混沌とした状況の中で、これまで取り組んできた沿岸漁業を含めた国内漁業のあり方に関する議論を棚に上げて、復旧率だけを目安に諸施設を造ることは避けるべきであり、これまでの議論を基礎とした復興対策を推進すべきであるということです。また、言葉は少し不謹慎かもしれませんが、今は更地に新しい経済活動を描く千載一遇のチャンスでもあると思います。どのような経済活動を描くかという議論をしないままに、復興予算を使ってハード設計をしてしまえば、そのツケは100年、200年先まで及んでしまいます。震災前から続けてきた陸側の変化も視野に入れた国内漁業の構造改革議論をベースにして被災地の復興プランをいかに描くかということをやらないと、未来に禍根を残すことになりかねないと思います。

片山：

ありがとうございました。しかし一方では、創造的復興すなわち新しく造り変えるのではなく、復旧すなわち元に戻すのでいいのではないかと、という意見もあります。

参加者 B：

ただ今の A さんの言われた話と全く逆になります。私も所属する団体にセミナーをやったり、学会で発表したりして、ランドデザインを作ってというイメージを持って、富田さんの言うような話をやったのです。3年経っても生活ができないというこの姿は、逆なのです。例えば、14メートルの防波堤を造って、しかも嵩上げをした上でないと建てられない。都市計画がなければ建てられないということで、冷蔵庫も建てられませんか、自宅も建てられません。この姿が、日常生活に早く戻りたいという姿をおさえています。これを国民がどう見るのかということが大事なのです。それで、チェルノブイリの人が言った、これは非常に印象深いことがあります。「5年経ってもまだ仮設住宅だよ。あと10年仮設住宅なの」これではみんな死んでしまいます。日常生活に戻ることから始まります。例えば、建築禁止になっているから自分の場所にはできないし、水道も造れません。だから、今の理想の姿まで持っていくことが、東北地方のこれからの姿はどっちが本当にいいのだろうかということを、やはり3年経ったら考えてしまいます。冒頭の富田さんのように、Aさんが言うように我々もここが今チャンスだ、今から漁業構造改革をするべきだと、私もそう言いました。そのとき思いました。でも、今の3年あるいは5年後の段階で、日常生活ができない姿がいつまでやってもらっているのだろうかというのが、私は言いたいです。

参加者 C：

今の B さんのご意見ですが、私も以前から言っています。復旧というのは時間の勝負であって、時間のスケールを抜きにして議論すること自体、あまり価値的ではないのかと思っています。今回の震災復興の、個人的に思っている間違いについてです。その時々の方々の選択なので、どちらを選択するかということなのですが、まず住居を高いところに移します。津波で危ないから住居を高いところに造ります。地盤が下がってしまったから嵩上げします。危ないから高い防潮堤を造ります。そういうように、今までになかったものを新しく始めるというのは、通常であれば十分にいろいろな検討をするわけです。それを検討する時間もないうちに、復旧事業という名前の新しい別の事業を始めてしまっているところから、きっと時間もかかるし、いろいろな問題が出てきているのかと思っています。先ほど富田さんのほうから、復旧事業は原形復旧なのだとされています。これが、どうして原形復旧になっているかというのは、それは検討する必要がないからです。スピードを重んじるから原形復旧にするわけです。それを、例えば今まであった防潮堤を10m上げましょうとか、そういうことをやり始めると、その新しいプランが適切であるかどうかということを検討しなければいけなくなって非常に時間がかかります。ですが、災害復旧で一番大事なのは時間なのです。今、震災の被災地で起きていることというのは、確かに理想的な、津波が来ても大丈夫

夫なところに人が住んで、あまり被害を受けないようなまちづくりをしようということで、いろいろやっておられます。例えば、通常新しい団地を造ると、10年がかりの仕事になるのです。10年がかりの仕事を数年間でしようとしているので、遅れている、遅れていると言っていますけれども、別に遅れているわけではないのです。10年かかるようなことを始めてしまったわけです。神戸と比べると、神戸は今まで住んでいたところにもう1回家を建てただけです。そういうものと、今回東北の人たちがやろうと思っていることを比較すること自体がおかしいです。元々、10年も20年もかかるようなことを始めてしまっているのに、スケール感が少しずれてしまっているというところに、ボタンの掛け違いがあると思います。復興構想会議というのを、震災後すぐに時の内閣が始めてしまいました。私は、あれがそもそもの間違いの始まりではないかと思っています。とにかく、原形復旧をして、できるだけ早く仕事と生活を元に戻すというものを、基本的な路線にするべきだったのではないかと思っています。今でも、そういう方向に転換できるのであれば早くそうしたほうがいいと思っています。

片山：ありがとうございました。

馬場：

ちょっと話がずれてきているように思います。Aさんは、漁業の産業構造として復旧でなくて復興と仰ったのだらうと思います。私もそう思っています。生活基盤とか生産基盤の復旧と、また漁業の産業構造の復旧は全く分離されてはいませんが、そこに関連はありますけれども、もっと違ったはずですが。漁業の場合は、たまたま「がんばる漁業・養殖」とか、形式的と指摘される面もありましたけれども、協業ということを前提にしているということで、実際に早く進んできたわけです。言い続けてきていますけど、特に三陸のように小規模零細な漁業、養殖業地帯では、世帯の継承だけでは漁業の維持が難しくなっています。いくら収入が良くても、後継者が出てこないという状況のなかで、やはり今回の漁業の産業構造については、復興、新しい創造的なものが必要だったし、それで進んできた部分がずいぶんあります。それを。生活基盤とか生産基盤の復旧がなかなか追いつかないがために、やや阻害しているという部分はあるかもしれません。漁業自体は、やはりこれを機に見直されるべきだったし、見直されつつあるとは思いますが。もちろん、全く同じように復旧したところもありますけれども、震災前の状況を考えると、本当にそれで良かったのかというのは、Aさんのおっしゃる通りだと思います。

片山：

ご意見ありがとうございました。私も、確かに復興・復旧という論点の設定のところ、まちづくりの話と漁業の産業構造の話、またシステムや系統の話と、ちょっとごちゃ混ぜにしまい、失礼しました。まちづくりのほうで何人かからご意見をいただいたので、ちょっと置いておきましょう。せっかく今新しい復興政策のなかで、産業構造にプラスの面がい

ろいろあったのではないかというようなご指摘があったわけですが、それに関してお願いします。

乾：

むしろ、漁業者の側が考えて、変わりつつあるというのが現状ではないかと思います。私は、震災の2~3日前に釜石で「6次産業化」のシンポジウムがあつて行ったのです。そのときに、岩手県では6次産業化を推進しようということで、すでにやり始めていた漁業者たちが講演をしていました。例えば、カキ小屋です。九州のカキ養殖業者ではほとんどカキ小屋を設けていて、自分たちが作ったものを直接売るといふのは当たり前になっているのです。相当の付加価値化がある。そういう例は東北では皆無に近かったのですけれども、それがこのところ行ってみると、かなりそういう動きが出てきています。あるいは、福島などもそうですけれども、かなり零細な産地市場がいっぱいありました。壊されてしまいましたから、仕方なしに統合するというような話が、行政サイドがそういう動きをする以前に、すでに漁協の段階、現場のほうでそういう動きをしているというのが実態だろうと思います。ですから、まさにAさんが言われたようなことは、行政主導というのは、むしろ漁師の側がそういうことを感じていたのを、いいチャンスだということでやっている動きも出てきたということをお話ししておきたいと思います。

片山：

新しい動きや取り組みが実際にあるというような話です。それとは逆に生産者組織のほうには、いかに変えないかというような、漁協のところは昔の組織を維持しているわけです。加瀬先生ですが、今の議論のなかで、生産者組織、また漁協のあり方というか、そのあたりについてご意見をお願いします。

加瀬：

長期的な問題として言いますと、これは、最後に乾さんが少し言われていたことにも関係します。漁業はあまり人為的な力を加えない自然産業として、安定的に進んでいきます。したがって、国内の生鮮消費を中心にしたかたちで、沿岸の漁業が担い手は少しずつ減りながら、そういう根強い地場の消費に基づいた産業として力強く残っていく、そういうのがあるべき状況だろうと思います。それを、現在の漁業で高齢者が多くなったので、震災後に一挙に若返るような名案が何かないかというような探し方をしても、仕方がないのです。高度に発達した資本主義の国家のなかで、それに十分には対応しにくい産業としての特性を強みに変えて、国内市場に根ざした産業として持続していくということです。それが地域産業として持続されていくというのが、長い目で見た場合そういうものであります。ここで、震災を奇貨として、農業型の構造再編なる方向に進んでいくという必要は、私はないと思います。

ただ、自然力を有効に活用するという際に、個々の生産主体である家族というものが、技術的に適合的な大きさでない場合には、協業化なり協同経営なりというものが適合性を持つ

場合があるでしょう。これは制度的な問題とのからみもありますけれども、現在の置かれた条件のなかで、漁業者がかなり自主的に、例えば「がんばる養殖」のなかで、実質的に給料をもらうというかたちです。当初は、「そんなの自営漁業者が嫌がるよ」と言っていたものに抵抗なく入っていく、あるいは本当の協業を「この5年間だけはやりましょう」という割り切りをしてやっているところは、決して少なくありません。ということに見られるような対応というのが、懐深く進んでいっているというように私は思います。一挙に高齢化してきたここまでの状況が逆転するような妙案を、この状況のなかで期待するというのは、やや夢物語だろうというように思っています。

片山：

ありがとうございます。漁業の本質的な姿に戻していく取り組みと、復興期に漁業を駆動させるようないろいろな取り組みがあります。そこは仕切って分けなければいけません。そこで、最初に問題提起があった、この機に変えなければいけないだろうという指摘を、もし皆さんからあれば提示していただきたいと思います。私たちも研究課題にもしていきたいと思えます。これに関して何かありますでしょうか。

参加者 B：

今の加瀬先生の話で、コミュニティと、それから特定区画漁業権の関係を説明なさっていました。私もいつも思っていました。馬場先生も、今日は関係地区、要するに漁業法のコミュニティと特定区画というのは、合理性を求めた知事許可漁業や大臣許可漁業と違って、生活の場と結びついた漁業権というものがあるわけです。ところが、西日本は違うけれども、北日本はもうコミュニティが変わってしまったのです。そういう場合のコミュニティが変化して、漁業権を今までの人間が持っているかどうかというのは、こういう制度のなかで、コミュニティと特定区画漁業権や共同漁業権との関係をどうするかということ、やはり考え直さなければいけないのかという疑問を持っています。

片山：

ありがとうございます。他にご意見、提起があればお願いします。よろしいですか。1つ目の柱のほうでは、最初にまちづくりの件でBさんやCさんからご意見をいただきました。私も全くそう思っております。スピードを求める方法として、まずは復旧だろうというように私は思っています。そのなかで、漁業が抱える問題として産業構造の問題です。長期的なその姿はありつつも、復興期に取り組めることがあるだろうというご指摘だったと思います。そして、セッション1、2のなかでもありましたけれども、やはりこれから数年内に目に見えるかたちで、漁協の経営の問題とか借金の問題とか、顕在化してきます。ここは1つ意識しておきたいというように思います。

では、時間もありますので、2つ目の軸のほうに移っていききたいと思います。福島の問題についてです。ここでずっと議論がありました、復旧か復興かというような話とか、全く違

うレベルで新たに漁業拠点なり、漁業者がどこに住んで、どの漁業で何をとりか、そしてどこで水揚げしてどう流通させていくのか、そういう問題が、まさに置き去りにされてこの3年間はあったのだというふうに思います。福島のことについて、何かご意見というかこういう論点が必要なのではないかとというようなことがあればお願いします。今日、福島から福島大学の林先生がお見えになっています。ご専門は農業経済とのことですが、漁業でも問題意識を高くお持ちでご参加されておりますので、何かご意見があればお願いします。

林：

ありがとうございます。福島大学の林と申します。乾さんがご参加されている福島県漁連の地域漁業の復興協議会というのが、この2年間行われております。乾さんにご紹介いただきましたように、試験操業は、まずは相馬の海域で始められました。そして汚染水問題などの逆風のなかで、魚種や海域を増やしていきます。今は、いわきと相双の両海域を、統一的に「福島沖」としてやっっていこうとなつています。ここに、大学の教員でありますとか、流通ではイオンさん、そして地元の生活協同組合連合会から協議会の委員として参加があります。ですので、何人かの方が言われましたけれども、漁協の組合長さんだけで、ここでのものを獲ってこれぐらい売っっていこうという話をして、やはり消費者から見ると不透明な部分があります。どういうふうに検査しているのか、ややもすれば検査の結果を漁協ではどのようにとらえているのかということ、情報に不透明な部分が残ります。流通や生協の人も入ってもらおうということで、協議会をやっています。先ほどノドグロ（ユメカサゴ）で、先月100ベクレル超えが試験操業で出たというお話がありました。これはかなり例外的ですけれども、県のモニタリングでは、出荷制限の魚種も採りますので、やはり高濃度のセシウムが検出されるケースがあります。そういう状況が一方であるなかで、出荷制限対象魚種以外の魚種では、モニタリング検査結果はほとんどNDですということを、どのようにそういうなかで、消費地・消費者サイドに向けて並行して伝えていくのかということが、なかなか難しいところもあります。やはり、問題が厳然としてあることは事実としながらも、そのことをどのように整理して、かつ、135メートル以深や150メートル以深のところではどのような生態系があつて海流があつて魚の行き来があるのか。そして、この魚種はこういう魚なのだから今までずっとNDです。そこらへんまで、海の中の仕組みを、どのように消費者と一緒に議論できるのか、それが今後の課題になってくるのかと思います。

生協グループや一部の流通会社では、漁協との直接的な取引というのを細々とやってきたということもあります。いわて生協では、宮古市の田老町漁協のワカメを直接取引で買ってきた30年の歴史があるなかで、震災後は支援をしてきました。みやぎ生協で言いますと、南三陸町の志津川、今はJFみやぎの志津川支所との銀ザケやカキの直接取引をしてきました。そのなかで、震災後も養殖施設の復旧や、志津川流域の森の管理も含めて支援してきました。福島で言いますと、相双漁協の鮮魚を、コープあいづで産直の魚として直接取引で取り扱っっていこうということで、震災前に福島県内で強まっていた地産地消運動促進のための協同組合どうしの協議会（地産地消ふくしまネット）の枠組みの中でやり始めたところだっ

たのです。ですので、消費者グループ全体としては、一部ではありますが、「海の資源の持続的な共同購入」を推進し、そしてその中で漁村経済というのはどのように今後発展していくべきかということにもかかわろうということで、商品の取引を入り口に関心を高めてきた事例が出てきていた矢先でありました。ぜひ、こうしたいい流れを、放射能問題という逆境のなかでも、何らかのかたちで次のステップにつなげていければと考えて今参加しています。

片山：

ありがとうございます。放射能問題を抱えているなかで、個々のいろいろな流通から広げていく、また、双方に理解を深めていくかたちのご紹介がありました。関連してでも結構です。風評なり、放射能対策、魚介類の放射能汚染の問題について、何か1つご意見を受けた後、漁業のほうに移っていきたいと思います。恐らく、皆さん漁業を生業としての成り立ちを保障するには、やはり安全な魚を出さなければいけません。また、それと消費地での意識とのギャップみたいところで、皆さん悩んでいらっしゃると思います。問題提起か何か、よろしいですか。漁業の中長期的なイメージ、試験操業の後に来る漁業の姿、こういうプランで進めていくべきではないかと、何かご意見やこんなアイデアがあるというようなものでも結構です。体系だったものでなくても結構ですので、何かございますか。

乾：

安全性の確保というのは、消費者にとって非常に重要なポイントのわけですが、どういうことを産地でやっているのかということ、あまり知らない方が多いです。私も、何回か消費者の集まりのところで話をしたことがあります。話を聞くと、結構納得してくれます。まず、獲っている魚は、これは水産試験場のモニタリング結果に基づいて、ほとんど半年以上検出されないものを対象に選んでいるということです。それから、水揚げした後はただちに検査に入っています。今、水揚げしている場所は、小名浜と松川浦、相馬原釜ですけれども、この2カ所には漁協の検査室があります。そこで、ヨウ化ナトリウムのシンチレーターとか、あるいはヨウ化セシウムのシンチレーターを使っています。現場でやっているのは正確でないというのは、コバルトの同位体が混ざっているので、ちょっと不正確なところがありますが、一応現場ですぐに計ります。それで出たデータで、もし検出された場合、これはすぐに福島県水産試験場に持って行って、別のもっといい機械で測定をし直します。この間のノドグロ(ユメカサゴ)で100ベクレル/kg以上でたのは現場でのスクリーニングでひっかかり、さらに水産試験場で測定したところその値が確認できたというわけです。それで、ただちにその流通は止めました。そういうことで、試験操業が終わったら、その日の午後にもう必ず全部データが出るような体制ができています。漁協の職員だけで7~8人の方が検査に携わっていて、両方合わせますと10人以上になるわけです。しかも、検査のマニュアルなどがきちんと決められていますので、安全性はばっちりです。もし、そういうことで変に誤解を招くことがあったら大変だということで、先ほどお話しした復興協議会の議事も全てオープンです。マスコミには、完全にオープンになっています。資料も全部持っていっていますので、

そのあたりは、県漁連、県、漁業者は、相当しっかりと対応していると思います。それは、補足で付け加えさせていただきます。

片山：

協議会で、獲れたものの扱いなり、そういうものは協議しているようです。協議会では、例えば 10 年後のこういう漁場の操業の仕方に向けて、このように準備をしていこうという議論にはなっているのでしょうか。いかがでしょう。そういう状況で、現場は現場で目の前のことに追われていろいろ対応されているようには見えるのですけれども。福島の漁業プランについてありますか。どうぞ。

参加者 D：

素人考えで申し訳ありません。例えば、先ほどノドグロと言われましたけれども、福島で揚がる魚の多くは、他の地域でも揚がります。これから、20 年、30 年廃炉工程があるなかで、汚染水問題がいつ終息するか分からないときに不安が少しでもあれば、消費者はどうしても福島の魚を買わなければいけないと思う方向にはいきにくいと思うのは、やはり普通だと思います。そのなかで、漁業の絵を描けと言っても、描けるような状況にはなかなかこないと思います。そういうときに、福島でどうしても漁業を続けさせなければいけないのかという問題を、ちょっと考えてみることも必要になってくるのではないかと、私などはいろいろな記事を見て漠然と思います。漁業者が全国的に減っているなかで、知識や経験のある人を移住させて漁業を続けさせていくということも、1 つの極論の方策ですけれどもあるのかという気がします。福島にしかない魚があるわけでは決してないので、というような気がしなくもないです。決してそれを推薦するわけではないのですが、なんとなく聞いていて、福島の漁業の将来を考えることに、強い意義があるのでしょうか。もちろん、ふるさと感とかはあるのでしょうかけれども、ちょっと現状からは難しいのではないのかと思います。

片山：

ありがとうございます。今のようなご意見を待っていました。素人考えではなくて、薄々そう思っている方も、実は多いのではないかと考えています。そのような本音部分を抜きにして、試験操業からこういうふうに拡大していけば本格操業になるのではないかというように進んでいるのが現状です。

参加者 E：

以前、水産庁で災害復旧を担当していました。放射能問題は専門ではないので、あくまでも素人として発言させていただきます。今の話とほぼ同感です。乾さんの話とも結構共通するのかもしれないですが、最終的にはどこかで封じ込める。ゾーニングをして、そこに封じ込める。あるいは、そこは漁業を禁止するというような線を引かないと、たぶん消費者は最終的に納得しないと私は思います。消費者の感覚だと、エリアを限らせて調査していて、調

査の結果は安全ですといくら言っても、危険だから調査しているのだろうとしかまず思いません。これは、家の中で話をしても、確かにそういう感覚なのです。だから、どこかで線を引いて、そのなかはもうやりません、外は安全です、というようなかたちを示さないと、たぶんこの問題は終わらないような気がします。今、消費者はたぶん心の中で福島の間境で線を引いているのです。だから、福島の中のものは食べないのです。だから、そのゾーンをどれだけ小さくできるかということではないかと思います。

片山：ありがとうございました。ご意見をいただきます。

近藤：

私の会社は、先ほど申しましたように横浜市の水産加工業者です。私どもの母体は、横浜市中心卸売市場の水産仲卸です。消費地市場としては、福島のものだから売らないということはありません。産地市場と消費地市場があって、産地市場では、産地で検査して安全なものを出荷しています。だから、消費地市場ではそれは拒否していません。実際に、私のグループの仲卸で、先週も相馬原釜のカレイを 10 ケース買って売っています。私ども仲卸のお客さんも、料理屋、寿司屋さん、いろいろあります。箱に相馬原釜と書いてありますから、それを当然見て買っているわけです。安全なものだという意識で、私のお客の商売人は買っています。産地で検査して安全だという基準をクリアしていれば、どんどん消費地市場に送ってきてほしいというのが私の考えです。

片山：ご意見いただきます。

参加者 F：

気仙沼からまいりました。ただ今「消費地市場では、産地から送られれば購入しますよ」と、ありがたいお言葉をいただきました。気仙沼では、イサダ（ツノナシオキアミ）というのが春先から獲れます。ピンク色の小エビです。昨年それを検査しまして、放射性物質が出ていないということで、あちらこちらに発送しました。しかし九州では「気仙沼の魚はいりません」「岩手産ならいただきます」と言われました。気仙沼産は駄目だと、実際にはそういう状況がございました。また、関西のほうですけれども、魚を出荷しました。それは、消費地ではなく業者さんにトラックで陸送しました。そうしたら、「そのトラックは福島を通ったんですよね」ということまで言われました。これが実態です。以上です。

片山：ご意見いただきます。

参加者 A：

話がいろいろ飛んでしまって申し訳ありません。先ほど林先生より、小売関係でイオンも入っているというお話がありました。ご存じのように、放射性物質に関する基準の見直しで

500 から 100 ベクレルになった訳ですが、あれ以降、量販店では各社とも独自の基準を掲げて小売競争を始めたわけです。イオンは独自基準 20 ベクレルを前面に出して、それ以上の値のものは仕入れを拒否しましたわけです。これはまさに風評被害だという議論にもなった。産地出荷業者の中にも量販店の代行をしているところがありますが、彼らが産地卸売市場において、この 100 ベクレルをめぐる議論にどのような姿勢で臨んでいるかに関してはあまり知られていないのではないのでしょうか。産地卸売市場での買い付けに際しては、取引先の量販店が独自に設定している基準値が判断基準となる訳ですから、産地の荷受け側、あるいは漁業者との間で軋轢が生じかねない状況だと思います。そうした点から、消費者ないしはその代行者である量販店の仕入れ感度に対して、産地側がどのように感じているのかということ、もしお分かりになる方がいれば教えていただきたい。

片山：ちょっと難しい問いだったのですけれども、いかがですか。

参加者 A：

取引先の量販店が設定している独自の仕入基準を前面に出すようなことはしないで、水産物の供給システムの一翼を担っている者として議論に参加しているのだったら全く問題はないのですが、放射性物質の基準に過敏に反応している消費側の事情を背景に、産地側に様々な取り組みを要請するような姿勢で臨んでいるのだとしたら、産地側の交通整理も大変なのかと思いました。

片山：

実際それがそういう状況だというように、産地側の至るところでそうだと思います。どうぞ、林先生。

林：

先ほど発言した林です。協議会の議論の経過では、漁協や、オブザーバーで水産庁とか県の水産試験場の方も入って議論されていますが、最終的に 100 ベクレルにいかないものを確実に出そうというように、部分的には、やはり 30 ベクレルとか、40 ベクレルの値が出ることもまれにありますが、50 ベクレルという線を引いて、それ以内であれば腹を決めて出荷して、試験流通によって消費者サイドの反応を見るというのが試験操業のスキームです。乾さんがおっしゃいましたけれども、スクリーニングレベルの 25 ベクレル未満かどうかで、漁協での一次検査を行います。25 を超えた場合に、確定検査に回すとかいろいろやりますけれども、確定値で 50 にいていないものをどのように港のほうから送り出すのかということでは、やはり、消費者組織や流通からも協議会に入っていますが、そのあたりが確かに悩ましいところにはなります。イオンさんの全体の方針としては、おっしゃいましたように 20 ベクレル等々、独自に設定しておられますが、協議会の場では、それをあまり発言はされません。ただ、実際に本店のほうで取り扱う商品政策としては、独自の基準をおもちですので、

表示や情報公開はなされるのかということは発言されます。漁協の会議では、漁協として出荷する基準や方法についての客観的な論議なので、自分たちの方針がどうこうとはあまりおっしゃいませんが、実際に自分たちの小売段階のところで売っている政策は、それはそれとして一定の内部基準を持ってやっているというようなことなのではないかと思います。

片山：

ありがとうございました。時間をだいぶ過ぎてしまいましたので、ここで2つ目の軸についてまとめさせていただきます。やはり、セシウム問題です。いろいろな状況が、本当にベクレル競争のなかで、いかに売っていくかという非常に難しい問題です。そのなかで、生産者が安全だというように出すもの、そういう安全という訴えと、消費者が求める安心との間のギャップが、まだまだ深くあるということを確認しました。そういうなかで、福島の漁業というのはもう本当に限定的にしか行えないのではないかという問題意識があります。また、それを具体的にどのようにするかということで、ゾーニングというお話もありました。限られたなかで展開していくかということが、実は福島の今後の姿を左右するということです。こういう2点の論点があるということで、結論は出しませんが、ここで確認できたと思います。総合討論はここで締めますけれども、シンポジウム全体を通して、また、総合討論を受けて、廣吉先生から一言いただいて締めたいと思います。

廣吉：

片山さんの取りまとめをぶち壊すかもしれません。いただいた意見、それから、今日初めて我々の仲間から聞く発言もあたりノートをとっているだけで精一杯でございました。ざっくりしたことですけど2点、私の意見というのを言わしてもらいたいと思います。まず、福島の問題です。生協の役員をやっていたこともあって、東電や政府が信用出来ない中で組合員からは本当に切実な発言があることは理解出来ます。消費者、市民も、必要以上に警戒心を高めているわけですが、そういうなかで、「業者いじめ」のような状況が間違いなくはびこっています。

コメンテーターの近藤さんは我々の研究会の仲間なのですけれども、消費地市場ではわりと相互理解があるということをおっしゃいましたが、そういう発言をすると「なんだ仲間内でそういうことを言ってるんじゃないか」と、こうなってしまう状況です。難しい問題なのですが、まず言いたいのは、行政対応を含め検査の問題、情報開示の問題、それから汚染魚除去の対策の問題で信頼されていないことです。「食べて応援」というのが農水省の合い言葉になっているようですが、意味は分かりますけれども、大臣が出かけて行って食べるシーンがあるそうですけれども根本的な問題において役に立たない(むしろ信頼を損ねる)。根本的な問題は、チェルノブイリのような状況からも我々は学習したはずで、モニタリング、検査、安全性、情報開示、そして賠償など責任主体が徹底してやるべきことをさせる状況をつくること、そのうえで、消費者・福島県民、苦しんでいる生産者に克服の展望、廃炉を含め解決の道を示していく、この道は時間がかかりますが、国民が納得するかどうかの問題もあ

るけれど、一番必要なことだと感じています。国、行政は「試験操業」のあとに福島の漁業の展望があるシナリオを漁業者にも県民にも示していると思えません。スーパーや自治体に「ベクレル競争を演じさせるような状態」を放置しているのはまさに政府の責任放棄の証明だと感じます。片山さんから論点提起で「水俣の教訓」という話がありました。水俣市漁協は1960年頃からずっと漁獲の自主規制、仕切り網の設置、そしてまた行政もそれで制度を作って一斉捕獲だとかいろいろなことをやりました。その最終的に仕切り網がなくなったのは1997年か1998年だったかと。つまり40年近くもそういうことをやってやっと曙光がさしてきました。どうしてもっと早く取り組みが出来なかったかという議論と反省もあったようです。半世紀を見据えた議論というのはなかなか難しいと思いますが、成り行きでなく展望を示しながらの責任の取らせ方を示すべきだと思います。

それから、冒頭の発言で端折ったのですが、「東北の再建なくして日本の漁業の将来なし」と私は言っています。言うまでもなく、東北や北部太平洋域の生産力は非常に高い。まさに世界の三大漁場の一角が被災したという認識が重要なのではないのでしょうか。三陸沖から常磐沖にかけて代えがたい資源があります。家族経営から企業型までいろいろあり、沖合近海操業の根拠地、養殖・栽培型沿岸漁業と特産品の水揚げ基地、様々な漁業中心の地域が構築されてきました。もちろん、高齢化が進み、地域経済の衰退のなかでいろいろな問題を抱えていることはありますが、地域の存在を問い返す認識が必要です。

その意味で当該地域漁業の復旧・復興は漁業への国民経済の位置づけや漁業政策のあり方自身が問われている問題と思っています。福島の漁業は相当長期の再建と取り組む覚悟を示さなければなりません、たんに三陸・常磐沖ではなくて、日本の漁業政策のあり方自身も問い返すものとして立ち向かっていく必要があるだろうと思うのです。その意味で、福島の再建の話は、乾さんが最後の1つ手前にスライドで見せてくれた、福島の漁業再開の課題と対策のいくつかのポイントの提示に賛成です。福島漁業の展望の問題は、まだ議論の緒についてもいない。ここには、勿論政府、行政の責務の問題が大きいですが、系統機関を含め我々が福島の漁業のデザインを考えていく方向を示すことも重要です。復興協議会の試験操業の延長線上に成り行きで福島漁業が再開再建に行き着くなどと安易に構えるわけには行きません。すぐに復旧をとという話もありましたけれども、徹底的に破壊されたわけですから時間もかかる。系統や漁業者は、そうしたときに何の展望も示されずになし崩し的に櫛の歯が欠けていくような状況が作り出されるのを、容認出来ないと思う。被災地の漁業者は市場経済のなかで厳しい戦いをしているのだと思います。我々も、勉強しつつ前進しなければならないと思います。今日のシンポでこのことがはっきりしたと考えます。さらにいろいろな意見や情報をください。よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：

ありがとうございました。年度末のお忙しいなか、長い時間ありがとうございました。改めて、本日の報告者、コメンテーターの方々に拍手をお願いいたします。(了)